

全国厚生労働関係部局長
会議（厚生分科会）資料

平成23年1月21日（金）

雇用均等・児童家庭局

目 次

(重点事項)

1. 子ども手当について 3
2. 現物サービスを拡充するための新たな交付金について 5
3. 子ども・子育て新システムに関する検討状況について 7
4. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト [待機児童ゼロ特命チーム] について 8
5. 地方分権改革（保育所関係）について 9
6. 児童虐待防止対策について 10
7. H T L V - 1 母子感染に対する対応について 15

(予算案概要)

- 平成 2 3 年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要 19

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について 31
 - (1) 児童福祉施設等の整備について
 - (2) 児童福祉施設等の運営について
2. 社会的養護体制の拡充について 41
 - (1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進
 - (2) 里親委託等の推進
 - (3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進
 - (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進
 - (5) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直しの検討について
3. 母子家庭等自立支援対策について 44
 - (1) 就労支援について
 - (2) 児童扶養手当について
4. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について 46
 - (1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の体制強化について
 - (2) 人身取引被害者の保護について

5. 児童健全育成対策について	47
(1) 放課後児童対策について	
(2) 児童委員について	
(3) 児童福祉週間について	
6. 保育対策等の推進について	51
(1) 平成23年度予算案（保育対策関係）について	
(2) 平成22年度補正予算案（保育対策関係）について	
(3) 保育所における多様な事業主体の参入について	
7. 母子保健対策について	54
(1) 妊婦健康診査について	
(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業について	
(3) 子どもの心の診療ネットワーク事業について	
(4) 基礎自治体への権限移譲について	
8. 仕事と家庭の両立支援対策について	57
(1) 育児・介護休業法について	
(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大について	

(関連資料)

資料 1	総合的な子ども・子育て支援の推進 (平成23年度予算案で対応)	61
資料 2	平成23年度における子ども手当の支給等に関する 法律案(仮称)の概要	63
資料 3	23年度における子ども手当について	64
資料 4	平成23年度における子ども手当に係る 費用負担について(予定)	65
資料 5	平成23年度子ども手当交付金の算定について(予定)	66
資料 6	現物サービスを拡充するための新たな交付金について	67
資料 7	次世代育成支援の構築に向けた検討経緯	69
資料 8	「子ども・子育てビジョン」	70
資料 9	子ども・子育て新システムについて	71
資料 10	待機児童ゼロ特命チーム 23年度予算案	88
資料 11	地域主権改革(保育所関係)について	90
資料 12	平成23年度保育対策関係予算案の概要	91
資料 13	経済対策【保育関係部分:抜粋】	92
資料 14	子どもの安全確認・安全確保の徹底について	93
資料 15	児童虐待防止のための親権制度の見直しについて	96
資料 16	社会的養護体制の拡充について	101
資料 17	母子家庭等自立支援対策について	106
資料 18	配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス) 対策等について	111
資料 19	平成23年度放課後子どもプラン推進事業費補助金 放課後児童健全育成事業等分単価(基準額)(案)	113
資料 20	円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)	114
資料 21	HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス-1型) 母子感染予防対策について	115

資料 2 2	妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し等について	116
資料 2 3	妊婦健康診査の公費負担状況について (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)	117
資料 2 4	「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について	118
資料 2 5	子どもの心の診療ネットワーク事業について	119
資料 2 6	仕事と家庭の両立支援対策の概要	120
資料 2 7	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要	121
資料 2 8	改正次世代育成支援対策推進法の主な内容	122
資料 2 9	次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について	123
資料 3 0	都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況 (平成 2 2 年 9 月末現在)	124
資料 3 1	次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る 割増償却制度について	125

(重点事項)

1. 子ども手当について

子ども手当については、子ども手当に関する「5大臣合意」（平成22年12月20日）に基づき、平成23年度政府予算案に所要額を計上しており、平成23年度分の支給のための所要の法律案（単年度法）を平成23年通常国会に提出することとしている。

平成23年度子ども手当法案の概要（未定稿）

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成23年度において、中学校修了前（※）までの子どもについて、子ども手当を支給。

（※15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

- 3歳未満の子ども1人につき月額2万円、3歳以上中学校修了前までの子ども1人につき月額1万3千円（所得制限なし）の子ども手当を父母等に支給
 - ・ 支給等の事務は、市区町村（公務員は所属庁）
 - ・ 支払月は平成23年6月、10月、平成24年2月、6月
- 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担（公務員については所属庁が負担）
- 子どもに対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く）
- 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する
- 未成年後見人や父母の指定する者（父母等が国外にいる場合に限る。）に対しても父母と同様（監護・生計同一）の要件で子ども手当を支給する（父母等が国外に居住している場合でも支給可能）
- 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する（離婚協議中別居の場合でも子どもと同居する母親に対して支給可能）
- 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする
- 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける

- 平成22年度の子ども手当法から支給額、支給要件など、改正している部分が多く、これに伴い、市町村の事務処理についても変更が生

じる部分があり、厚生労働省としても事務処理の具体的進め方などについて、随時情報提供するので、特段の取組をお願いする。

- 法案においては、施行日を平成23年4月1日施行とする予定であるが、支給要件の変更を伴う部分等については、平成23年6月1日（6月分（10月期に支給））から適用する予定。
- また、本法案は単年度法となる予定であるが、平成24年度以降における子ども手当の制度設計にあたっては、5大臣合意にも盛り込まれているとおり、関係府省と地方公共団体で十分な協議を行う予定である。

平成23年度予算案について

○ 給付費総額：2兆6,658億円（公務員分を除く）
（うち、国庫負担金は1兆9,479億円）

（ ※公務員を含めた場合：2兆9,356億円
（国家公務員560億円、地方公務員2,138億円） ）

○ 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金500億円を計上

○ 事務費：99億円（経常経費分、システム改修経費は除く）

※子ども手当システム改修経費については、安心こども基金による「地域子育て創生事業」において実施（安心こども基金管理運営要領を改正）

- 各都道府県においては、安心こども基金による事業を活用して市町村の子ども手当システム改修経費を助成できるよう、所要の措置を講じていただくとともに、管内市区町村に対して周知いただきたい。
- 厚生労働省としては、平成23年度の子ども手当の円滑な実施を図るため、必要な情報提供や周知広報に努めていくこととしており、都道府県、市町村におかれても、ご理解、ご協力をお願いしたい。

2. 現物サービスを拡充するための新たな交付金について

平成22年12月20日になされた「5大臣合意」においては、平成23年度における子ども手当の支給内容等と合わせて、「地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス（現物サービス）を拡充することができるよう新たな交付金を設ける」ことについて合意がなされたところである。

これを踏まえ、平成23年度予算案においては、待機児童対策の実施、地方が独自に行う子育て支援事業のうちの新規事業や既存事業の「上乘せ・拡充」部分等を交付の対象とする交付金として500億円を計上したものである。

平成23年通常国会に提出予定の「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案」においては、当該交付金に係る規定を設ける予定である。

また、当該交付金の対象事業は、以下のとおりである。

ア 待機児童解消のための事業

昨年11月に、待機児童ゼロ特命チームにおいて基本構想が取りまとめられた『待機児童解消「先取り」プロジェクト』のうち、

- ・ 複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施する事業
- ・ 最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

イ 地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充部分

地方公共団体が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業又は既存事業に「上乘せ・拡充」をする場合の当該「上乘せ・拡充」部分を対象とする。

なお、既存の地方単独事業への財源充当や金銭給付（利用者負担軽減を除く。）、国の他の補助金等の対象となる経費や地方負担分への充当は対象外とする方向で検討中である。

ウ 従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の対象事業のうち、以下の事業

（ア）特定事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業

(イ) その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

※従来の児童人口配分による事業については、地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分に組替え。

エ 従来、年金特別会計に計上し、実施してきた児童育成事業のうち、以下の事業

(ア) 母親クラブなどの地域組織活動を支援する「地域組織活動育成事業」

(イ) 児童委員への研修を行う「地域子育て環境づくり支援事業」

(ウ) 併設する児童福祉施設の機能を活用した民間児童館における取組の支援等を行う「民間児童厚生施設等活動推進事業」

交付金交付手続の詳細等については、現在、検討を進めているところであるが、既存事業からの移行事業については、従来の補助体系を維持するなど、極力、地方公共団体における新たな事務負担が発生しないよう配慮したいと考えている。

3. 子ども・子育て新システムに関する検討状況について

- 幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。
- 総合的な子育て支援を進めるために、保育サービスの目標設定などを含む「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）を決定し、平成26年度に向けて保育サービスの定員の毎年約5万人増を目指すなど、基盤整備の拡充を進めている。
- 平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、同年6月29日には同会議で取りまとめられた「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が少子化社会対策会議で決定された。
- 制度の詳細については、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣・政務官級）」の下に設置された3つのワーキングチーム（有識者、保育・幼稚園関係者、地方団体、労使、子育て当事者などが参加）の下で、具体的な検討を進めているところである。
- 法案の早期提出に向け、内閣府を中心に政府として検討を進めている。

（今後の検討課題）

- ・ 子ども・子育て支援対策について、制度、財源、給付を一元化する仕組みの具体化
- ・ 幼保一体化の具体化
- ・ 多様な給付メニューの創設など保育サービス拡大の仕組みの具体化
- ・ 市町村に対する負担金・補助金の包括的な交付の仕組みの具体化
- ・ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担の合意形成と仕組み構築
- ・ 恒久財源の確保

4. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト[待機児童ゼロ特命チーム]について（関連資料参照）

平成22年10月に官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」については、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を取りまとめ、各都道府県等に対し情報提供したところであるが、今般、「先取り」プロジェクトの具体的施策の予算を含めた平成23年度予算案が閣議決定されたところである。

この「先取り」プロジェクトの具体的施策を推進するため、現物サービスを拡充するための新たな交付金（総額500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、平成22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」（平成23年度末までカバー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てることにより、平成23年度においては、計200億円程度を措置することとしている。

また、「先取り」プロジェクトについては、平成23年4月施行を目指し、現在、対象となる地方自治体や各事業の実施方法等について内閣府を中心に関係省庁で検討中であり、詳細な内容等は追ってお知らせするので、御了知願いたい。

5. 地方分権改革（保育所関係）について（関連資料参照）

保育所の最低基準については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」を受けて、同年12月15日に閣議決定された「地方分権改革推進計画」において、基準は都道府県等が条例で定めることとした上で、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室等に限って、国の基準を「従うべき基準」として、条例はこれに従わなければならないが、その他の事項については「参酌すべき基準」として、基本的には地方自治体の判断で定められることとしている。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、説明責任を果たせばこれと異なる基準を定められることとしている。

所要の法律案は、平成22年の通常国会に提出されており、現在、継続審議中である。

各都道府県・政令市・中核市におかれては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要があり、その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いしたい。

また、平成22年6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、特定都道府県、特定市町村の保育計画の公表について、これを努力義務化することとしており、現在所要の法改正について検討しているところである。

6. 児童虐待防止対策について

(1) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成21年度は44,211件と過去最高となっている。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50～60件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

平成22年8月に大阪府で発生した虐待死事例等を踏まえて、8月に虐待通告のあった子どもの安全確認の徹底を通知や全国児童相談所長会議において指示し、9月には虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況についての調査結果を公表するとともに、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、通告・相談への対応や調査及び保護者・子どもへのアプローチへの対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考とするべく「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成し通知したところであり、児童に対する安全確認の徹底をお願いしたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体で重層構造のセーフティーネットを全力を挙げて機能させる取組をお願いします。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めて願います。

(2) 児童相談所・市町村の体制強化について

ア 児童相談所等の体制強化について

① 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成22年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成23年度の地方財政措置においても児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されているところである。

なお、平成22年度においては、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口5.6万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

② 安全確認強化のための補助職員の配置等について

平成22年度補正予算において、安心こども基金に、定額補助により、児童虐待防止に係る緊急強化対策を新たに盛り込み、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置経費などを盛り込んだところであるので（平成23年度までの措置）、補正予算を積極的に活用し、児童虐待防止の体制強化を図っていただきたい。

また、この基金では、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としているところである。

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実のため、

○ 虐待を受けた児童等への心理的ケアの充実及びアセスメントの強化を図るため、一時保護所に配置する心理職員の常勤化（児童入所施設措置費）や、

- 学習環境の充実のための教員OBの配置や、トラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保の促進（児童虐待・DV対策等統合支援事業）

を図っていただき、一時保護所の環境改善に努めていただきたい。

イ 市町村の体制強化について

- ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,561（89.2%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、1,041（59.5%）の市町村で取り組んでいただいているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

これらの事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であると考えており、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えている。

厚生労働省としては、平成21年3月に策定した両事業にかかる市町村向けガイドラインや、平成22年12月に自治体の工夫した取組などを取りまとめた「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」の普及・活用を通じて、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下、「地域協議会」という。）と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いする。

- ② 地域協議会の機能強化について

平成21年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万7千件であり、児童相談所における相談対

応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談対応窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

このため、平成22年度補正予算において、安心こども基金に、定額補助により、児童虐待防止に係る緊急強化対策を新たに盛り込み、市町村職員等の資質の向上や実践力向上のための研修等の実施、システム環境の整備等を支援するための経費を盛り込んだところであるので（平成23年度までの措置）、市町村の児童家庭相談体制等の強化を図るための活用について、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、平成22年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、98.7%とほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

（3）児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の改正児童虐待防止法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、法務省が主となって「児童虐待防止のための親権制度研究会」（学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成）において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論が行われ、平成22年1月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を受け、民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定である。

また、児童福祉法等に関する部分は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、平成22年3月から検討が行われており、平成22年度内を目途に報告書がまとめられる予定である。

報告書や法改正等に関する事項については、今後、適宜情報提供を行うこととしているので、あらかじめご承知おきいただきたい。

7. HTLV-1 母子感染に対する対応について

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス-1型）特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。

これを受け、妊婦健康診査においてHTLV-1抗体検査が実施できるよう、平成22年10月6日付けで通知を改正し、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価（妊婦1人当たり）の上限額を改定、平成22年11月1日付けで自治体、医師会等に対し、抗体検査の実施方法等について通知したところである。

また、平成22年度補正予算により、妊婦健康診査支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施し、妊婦健康診査（HTLV-1抗体検査を含む。）の公費助成を平成23年度も継続することとしたところであり、各自治体におかれては、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、HTLV-1母子感染予防対策の保健指導・カウンセリング体制づくりとして、平成22年度中に国が実施する事業は、マニュアル（医師向け、保健師等向け）の印刷・配布、妊婦向けリーフレットの作成・配布、HTLV-1対策全国研修会（3月上旬、東京及び大阪）を予定している。

さらに、平成23年度より、母子保健医療対策等総合支援事業の「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部として「HTLV-1母子感染対策事業」を新設し、都道府県における「HTLV-1母子感染対策協議会」の設置、都道府県内のHTLV-1抗体検査、保健指導・カウンセリング体制の検討、市町村職員等への研修等を推進する予定である。

各都道府県におかれては、「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置の上、HTLV-1母子感染対策のさらなる充実が図られるよう、積極的な取り組みをお願いしたい。（関連資料参照）

(予 算 案 概 要)

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局 合 計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

（うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）
現物サービス分：500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分）を含む（12か月分の場合約2,500億円）。

- 現金給付に関しては、
 - ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取り組みを行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

《415, 522百万円→440, 799百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410, 048百万円

① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」(23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

(2) 放課後児童対策の充実

30, 750百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→26, 204百万円》

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】

9, 871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない)などの支援を行う)。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111 億円

平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 16, 110 百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176, 432 百万円→185, 518 百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3, 614 百万円

①自立のための就業支援等の推進 3, 538 百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進 60 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 181, 904 百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89, 673 百万円→91, 498 百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85, 862 百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

(3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29 百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(参考)【平成 22 年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等	968 億円
平成 22 年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成 23 年度末まで延長する。	
・保育サービス等の充実	568 億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約 5 万人の受入れ定員増等）。	
・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実	300 億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。	
・児童虐待防止対策の強化	100 億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。	

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲） 146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性上がるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるように新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成23年度予算案において、30億円計上したところである。

なお、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

② 安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算及び第2次補正予算において予算化された安心こども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成22年度補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成23年度末まで延長したところである。

また、保育所の整備事業等について、平成23年度中に工事に着手し、24年度に完了が見込まれる場合には助成対象とする運用改善を図ったので積極的にご活用いただきたい。

③ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金について

平成21年度第1次補正予算において予算化された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金において、児童養護施設等の児童入所施設等の耐震化整備等を実施することとしているので積極的にご活用いただきたい。

また、当該基金は平成23年度末までに整備が完了しない場合、基金の返還を求めることとなるため、その取扱いに十分注意のうえ、早期執行に努めていただきたい。

④ 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の貸付条件の見直しについて

独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、待機児童の早急な解消を図る取組を進めるため、優遇期間の緩和などが図られることとなるので、関係施設等への周知をお願いしたい。

- 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和
 - ・優遇期間：平成21年～22年度→平成23年～26年度
 - ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて一律90%に引き上げ
 - 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）
 - ・融資率：一律80%引き上げ
 - 融資率の引き下げ及び融資の廃止
 - ・融資の廃止
 - 対象施設：児童遊園
 - ・融資率の引き下げ（融資率：75%→70%）
 - 対象施設：母子休養ホーム、母子福祉センター
- ※ ただし、災害復旧事業、アスベスト対策事業、耐震化基金事業による整備に係るものを除く

⑤ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策の取り組み

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

とりわけ、乳児院などについては、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月1日に施行され、スプリンクラー設備は延べ面積275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

なお、既存施設における経過措置期間の期限については、平成24年3月までとなっていることから、期限までにスプリンクラー設備の整備など必要な対応が図られるよう指導されたい。

イ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

ウ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査の第2回フォローアップ調

査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いします。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いいたします。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いいたします。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いします。

⑦ 社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り6ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避

難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方を願います。

なお、地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのでご承知おき願いたい。

《参照通知等》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」
抜粋（平成22年12月関係省庁連絡会議決定）

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

⑧ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より発出された「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）」は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知を願います。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ & A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成22年12月1日雇児総発1201第3

号、社援基発1201第1号、障企発1201第1号、老総発1201第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し、正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、保育料徴収事務及び児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

④ 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」を取りまとめたところである。

今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところ（平成23年1月14日（金）まで）であり、その概要は、当会議の社会・援護局資料（参考資料12）を参照されたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

ウ 今後のスケジュール等

パブリックコメントによるご意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行った後、平成22年度中に実施通知を発出する予定である。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成25年度（予算）には全ての法人において移行する予定としている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。

⑤ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

2. 社会的養護体制の拡充について

(1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

社会的養護は、保護者のない児童や、虐待を受けた児童など家庭環境上養護を必要とする児童等に対し、公的な責任として社会的に養護を行う制度であり、児童虐待の増加等に伴い、質・量ともに充実が求められている。

社会的養護については、欧米主要国では、概ね半数程度が里親委託であるのに対し、日本では施設における養護が9割を占めており、施設養護に依存しているとの指摘がある。また、児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もある。

対象児童が、心の健康な発達や、豊かな人間性の向上を図り、将来、自立して自らの健全な家庭を築いていくために必要な様々な知識や経験を身につけていけるよう、できるだけ家庭的な環境での養護を進めていくことが、極めて重要である。

このため、施設におけるケア形態の小規模化を図るよう、①児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、②児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

「子ども・子育てビジョン」において、当面、平成26年度までの目標として、小規模グループケア800か所、地域小規模児童養護施設300か所の目標を設定し、推進しているところであり、取り組みの推進をお願いしたい。

また、児童養護施設については、今後の方向として、施設がファミリーホームの開設の支援や施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設の小規模化、高機能化を図っていく方向であるので、よろしく願います。

	平成22年3月		平成26年（目標値）
小規模グループケア	458か所	→	800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→	300か所

(2) 里親委託等の推進

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から極めて重要であり、

- ・ 平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」と法律上区分するとともに、
- ・ 平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ、
- ・ 養育里親と専門里親について、里親研修を充実などの改正を行ったところである。

また、里親の掘り起こしや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関事業」については、今後、一層の充実が必要であり、各自治体においては、取り組みの充実をお願いする。また、この事業は、里親会や、児童家庭支援センター、施設、公益法人、NPO等に委託可能であり、これらの各組織の特徴も踏まえながら、それぞれの得意分野を委託するなど、工夫して、積極的かつ効果的な実施をお願いする。

里親委託率については、平成14年度末の7.4%から、平成22年3月末の10.8%まで増加したが、「子ども・子育てビジョン」においては、当面、26年度の目標として、16%を設定している。里親委託率は、自治体間の格差が大きく、最大38.6%、最小3.4%となっている。里親委託を進めるに当たっての課題は多々あるが、委託率が高い自治体もあるところであり、一層の推進をお願いする。

なお、現在、里親委託のガイドラインの検討を行っているところであり、社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会で検討を行い、本年春までに取りまとめる予定であるので、よろしくをお願いする。

(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進

情緒障害児短期治療施設は、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、その設置の促進をお願いする。

「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度の目標を47か所と設定しており、平成20年度の32か所から、22年度には37か所まで増えてきたが、特に未設置の自治体におかれは、設置推進に努めていただくよう、お願いする。

(4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

近年の母子生活支援施設の入所者の状況をみると、「夫等の暴力」を理由とする者（DV被害者）の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。また、虐待を受けた児童の入所も増加している。

このため、DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進するとともに、虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置の推進など、DV被害や児童虐待への対応の強化に努めていただきたい。

(5) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討を進めているところであり、今後順次、個別の検討事項や、将来の全体像について、検討を進めることとしている。

なお、社会的養護関係の児童福祉施設最低基準については、まず、現行の措置費、施設整備の水準に照らした当面の見直しを検討しているところであり、社会的養護専門委員会において本年春までに取りまとめた上で、最低基準の改正を行う予定であるので、よろしく願います。

3. 母子家庭等自立支援対策について

(1) 就業支援について

ア 母子家庭等に対する総合的な支援の推進

母子家庭等に対する支援については、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により、就業・自立に向けた支援を総合的に実施しているところであり、とりわけ就業支援については特に重要であり、様々なメニューを実施しているところである。

平成23年度予算案においても、児童扶養手当受給者等の個々の状況に応じた「自立支援プログラム」を策定する事業の対象として、新たに、父子家庭の父を加えたところであり、積極的な実施をお願いしたい。

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているところであるが、事業ごとに見ると未実施の自治体もなお多く、実施自治体の間でも実施状況に差があるところである。

政府としても、昨年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」については、「平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村での実施」を数値目標として設定しているところであり、未実施の自治体におかれては早急に事業を開始していただくともに、すでに事業を実施している自治体においても一層の積極的な取組を行い、母子家庭の母の就業の促進が図られるようお願いする。

また、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努めていただきたい。

イ ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の推進

在宅就業については、子育て等をしながら就業でき、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

また、「在宅就業」は、ひとり親だけでなく、障害者や高齢者な

どの生活も向上させるといった「これからの社会のセーフティネット」といった意義なども有していることから商工関係部局等とも連携していただきたい。

この事業については、現在、15都道府県市において国審査分事業として実施されているほか、都道府県審査分事業として、9県1市で実施中又は予算措置済みとなっている。(平成22年11月現在)。さらに、多くの自治体においても平成23年度当初予算において予算措置予定又は検討中とされているところである。

本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象としている。

したがって、平成23年度補正予算での措置による事業開始も可能であり、是非とも積極的な取り組みをお願いしたい。

(2) 児童扶養手当について

ア 平成23年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成22年の消費者物価指数は、平成17年の指数を0.3%程度下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って平成23年度の手当額が引き下げられる見込みである。手当額については、確定次第ご連絡するが予めご承知置き願いたい。

・手当額(月額)(△0.3%の場合)

	(平成22年度)		(平成23年度見込み)
全部支給	41,720円	→	41,590円
一部支給	41,710円	→	41,580円
	～9,850円		～9,820円

イ 父子家庭への支給拡大について

児童扶養手当については、平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところであるが、円滑な支給事務に多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げますとともに、引き続き、申請漏れ等が無いよう地域住民への十分な周知方願います。

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス） 対策等について

（1）配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の体制強化について

婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談が、相談件数・割合ともに増加している。

配偶者からの暴力被害者（DV被害者）等への相談、保護・支援の充実に向けては、従来より、婦人相談所及び婦人保護施設において、

- ・ 心理療法担当職員及び同伴児童ケアを行う指導員の配置
- ・ 休日・夜間電話相談事業、職員等の専門研修、夜間警備体制の強化、弁護士等による法的対応支援

などの取組を推進してきたところである。

平成23年度予算案においては、新たに、

- ・ 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施
- ・ 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とする

ことを盛り込んだところであり、婦人相談所等の体制・機能の強化と相談・保護支援の一層の充実を図りたい。

また、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者の相談や保護等に関しては、

- ・ 施設のバリアフリー化の推進
- ・ 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保

などの取組により、適切な対応をお願いしたい。

さらに、各都道府県においては、市町村及び民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等をお願いする。

（2）人身取引被害者の保護について

人身取引被害者については、これまで、婦人相談所等において275名（平成13～21年度）の保護が行われてきた。

この人身取引被害者の適切な保護・支援にあたっては、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）や「人身取引事案の取扱方法について」（平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を基に、被害者の把握と保護の推進をお願いする。

なお、婦人相談所及び婦人保護施設においては、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関と密接な連携を図りながら、被害者の立場に立った適切な保護・支援をお願いしたい。

5. 児童健全育成対策について

(1) 放課後児童対策について

ア. 「放課後子どもプラン」について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成22年度においては、放課後児童クラブが19,946か所（平成22年5月現在）、放課後子ども教室が9,280か所（平成22年度予定）の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年860か所増の5,300か所（平成22年5月現在）となっており、年々増加しているところである。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、「安心こども基金」の地域子育て創生事業に、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでいる。また、平成23年度予算案においても、プランの着実な推進を図るために必要な運営費等の経費を計上したところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

イ. 「子ども・子育てビジョン」について

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定したところである。

本ビジョンの目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げを基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を平成26年度までに111万人（小学1～3年生の3人に1人（サービス提供割合32%））とすることを目指し、取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成2

2年5月現在で約8千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各自治体におかれては、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

ウ. 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本制度ワーキングチーム」において、放課後児童クラブのサービスが必要な子どもに対するサービス保障の強化を図る観点から、制度のあり方についてご議論頂いているところであるのでご了知願いたい。

エ. 放課後児童クラブの平成23年度予算案について

平成23年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡大に必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、「小1の壁」の解消に向け、保育サービス利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増（24,872か所→25,591か所）や開設時間の延長促進のための加算額の増を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各自治体におかれては、開設時間など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。（関連資料参照）

また、ハード面（整備費）については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費や大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費について、必要なか所数を計上したところである。

なお、「安心こども基金」に、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援、放課後児童指導員の資質向上を図るための支援（以上、地域子育て創生事業）及び小学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を盛り込んでいるところであるので、各自治体におかれては積極的な活用をお願いしたい。

オ. 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての

放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用を図っていただくようお願いする。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の児童や特別な支援を必要とする児童（障害児等）の積極的な受入れや、ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いする。

さらに、放課後児童クラブにおける安全確保については、平成22年3月の通知により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いし、同年10月に半年間の報告状況を公表したところである。引き続き、報告についてご協力をお願いするとともに、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

(2) 児童委員について

ア. 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

平成22年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、228,550人（うち主任児童委員21,098人）の方の委嘱がなされたところであり、一斉改選に当たり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げる。

また、改選前を上回った委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、地域の実情も勘案し、適任者の確保について一層のご努力を御願います。

また、各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。

イ. 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子ども

やその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、平成22年9月に文部科学省とともに、各都道府県等の教育委員会、家庭教育担当部局、児童福祉担当部局に対し、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」という連名通知を发出し、学校における生徒指導や家庭教育支援、児童の健全育成に係る取組に積極的な相互連携を図り、一層の充実を御願ひしたところである。各自治体においては、教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 児童福祉週間について

ア. 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っている。

イ. 児童福祉週間の標語について

平成22年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、5,613作品の応募があり、御礼申し上げます。有識者等で構成した標語選定委員会で選考した結果、次の作品を平成23年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成23年度児童福祉週間標語》

おいでおいでみんなで一緒に遊ぼうよ

(大瀬 美乃里さん 11歳 長崎県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

6. 保育対策等の推進について

(1) 平成23年度予算案について（関連資料参照）

待機児童の解消を図るための保育所受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育事業や病児・病後児保育などの充実を図り、「子ども・子育てビジョン」の実現を推進することとしている。

① 保育所運営費について

待機児童の解消を図るため、「子ども・子育てビジョン」に基づく民間保育所の受入れ児童数（毎年約5万人）の増に伴う運営費の拡充を図ることとしている。

また、平成23年度からは、4月2日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を見直し、学校教育法に基づくクラス編成の実態との整合性を図ることとしているのでご留意願いたい。

② 家庭的保育事業について

家庭的保育事業については、連携保育所経費の増及び家庭的保育補助者経費の加算を行い事業の充実を図ることとしている。

なお、待機児童ゼロ特命チーム「先取り」プロジェクトに基づき、複数の家庭的保育者によるグループ型小規模保育事業を、「現物サービスを拡充するための新たな交付金」（総額500億円）の対象として実施し、また、家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等についての補助率嵩上げ地域の対象拡大については、「安心こども基金」（総額3,700億円）により実施することとしている。

③ 病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業については、「子ども・子育てビジョン」に基づき推進しているところであるが、平成23年度からは医療機関・保育所等において実施する施設型に加えて、非施設型（訪問型）をモデル的に実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

内容は、看護師等が医療機関等と連携し、対象児童の自宅に訪問する事業を実施するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証するための事業を行うこととしている。

④ その他の「先取り」プロジェクトの具体的施策について

待機児童ゼロ特命チーム「先取り」プロジェクトの具体的施策のうち、最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成については、「現物サービスを拡充するための新たな交付金（総額500億円）」

の対象とし、また、保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育に関する研修プログラムの開発や研修会等の実施については、厚生労働省において行うこととしている。

(2) 平成22年度補正予算について（関連資料参照）

平成22年11月に成立した補正予算において「安心こども基金」の積み増しと事業実施期限の1年延長が行われたことから、従来から基金事業の対象である保育所緊急整備事業や認定こども園事業、家庭的保育改修等事業等について、管内市区町村と連携の上、積極的な活用を図り、待機児童の解消や耐震化等に努められたい。

なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、「幼保一体化を含む法案を平成23年通常国会に提出するための準備を進めるとともに、安心こども基金の補助要件の緩和を行う」についても、以下のとおり緩和したので、御了知願いたい。

- ・ 認定こども園整備事業補助について、一定の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、年齢要件を緩和（1歳児以上を受け入れれば可とする）。
- ・ 認定こども園事業費補助について、年齢要件を緩和（1歳以上を受け入れれば可とする）。

さらに、保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業及び家庭的保育改修事業について、平成23年度中に改修等に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合も対象としているのでご留意願いたい。

(3) 保育所における多様な事業主体の参入について

現在政府で検討している「子ども・子育て新システム」においては、イコルフットィングにより多様な事業者の参入を促進し、保育サービスの基盤の充実を図ることとしている。

また、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、新システムによる多様な事業者の参入を促進するとともに、現行制度下においても、客観的基準による施設認可を徹底するとされているところである。

現行制度下においても、児童福祉施設最低基準を満たし、保育所を経営するために必要な経済的基礎がある等の要件を満たしたものについては、設置主体の法人格によらず認可することができることとなっており、各地方自治体におかれては、保育所の設置認可につき、引き続き適切な措置を講じていただくようお願いしたい。

なお、関連して、保育所運営費負担金については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年厚生省発児第59号の2）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年厚生省発児第59号の5）において通知したとおり、柔軟な運用が可能となっているところであり、引き続き、適切な措置を講じていただくようお願いしたい。

7. 母子保健対策について

(1) 妊婦健康診査について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第2次補正予算（790億円）により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助（1/2）と地方財政措置（1/2）により支援を行ってきたところである。

この基金事業は平成22年度末に終了する予定であったが、平成22年度補正予算において、実施期限を延長するとともに積み増し（111億円）を行い、平成23年度についても事業を継続することとしたところである。（関連資料参照）

また、これに併せて、HTLV-1抗体検査についても妊婦健診の標準的な検査項目に追加したところである。

なお、平成22年4月における妊婦健診の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施され、公費負担回数の全国平均は14.04回であった（平成21年4月時点では13.96回）。（関連資料参照）

各自治体におかれては、必要な妊婦健診が行われるよう、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

また、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

【すこやかな妊娠と出産のために】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

子どもを生き育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦に対する支援は、子ども・子育て施策の一環としても重要である。

このため、高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、体外受精、顕微授精を対象に特定不妊治療費助成事業を実施し、夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

平成23年度予算案においては、新たに「不妊に悩む方への特定治療支援事業」として「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」の評価結果（B評価）を受け、従来「1回あたり15万円を年2回、通算5年まで」のところを、年齢が低いうちに短期間に集中して治療を行う環境を整える観点から、1年度目の助成回数を年3回まで（通算5年、通算10回を超えない）に拡大したところであるので、各都道府県等におかれては、不妊に関する専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業と併せて積極的な取組みをお願いしたい。

（関連資料参照）

また、不妊治療の実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

（3）子どもの心の診療ネットワーク事業について

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図ることを目的として、平成20年度に「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、3年間のモデル事業として実施したところである。

このモデル事業においては、都道府県を実施主体として、以下の事業を実施したところである。

- ① 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援（アドバイス）
- ② 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- ③ 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- ④ 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家を地域の諸機関へ派遣
- ⑤ 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発等

当該モデル事業の実施状況を踏まえ、「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」において、本事業は、地域の診療連

携や地域の診療関係者の研修等による地域の子どもの心の診療体制整備に寄与するとともに、患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていることが推測される等、地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる、との意見が取りまとめられた。

これらの結果を元に、平成23年度予算案においては、従前のモデル事業を見直し、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」から「子どもの心の診療ネットワーク事業」に変更し、事業の本格実施を図ることとしており、各都道府県におかれては、本事業を活用して、地域の子どもの心の診療拠点病院を中心とした子どもの心の診療体制の充実に積極的に取り組んでいただきたい。（関連資料参照）

（４）基礎自治体への権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療給付（母子保健法（昭和40年法律第141号）第18条、第19条第1項、第20条第1項）については、すべての市町村に移譲することとされた。これを踏まえ、今通常国会において、母子保健法の改正を含む「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」の提出を予定している。

8. 仕事と家庭の両立支援対策について

(1) 育児・介護休業法について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、制度を充実させてきている。そうした中、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約6割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、男性の育児休業取得率は1.72%に過ぎず、また、男性の子育てや家事に費やす時間は先進国の中でも、低い水準にとどまっている。こうした男女とも仕事と家庭の両立が困難であることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうしたことも踏まえ、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行された。主な改正内容は以下のとおりである。

①子育て期間中の働き方の見直し

- ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

②父親も子育てができる働き方の実現

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

③仕事と介護の両立支援

- ・介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

④実効性の確保

- ・苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

厚生労働省としては、現在、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底を図っているところであり、各都道府県等におかれても引き続き御協力をお願いしたい。

(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大について

(平成23年4月1日施行)

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

しかし、平成22年9月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となる従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、10.9%と大変低い状況である。

各都道府県・市におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

また、計画の公表については、インターネットの利用（「両立支援のひろば」サイト（<http://www.ryouritsushien.jp/>）等）その他適切な方法により公表しなければならないが、県や市等自治体の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

さらに、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、事業主が申請を行うことにより、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）から「子育てサポート企業」として、認定を受けることができる制度がある。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができる。これにより、企業イメージの向上、雇用される従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などを図ることができると考えている。

各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度税制改正大綱において、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受けた企業が、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間中に新築等（増改築を含む）をした建物について、32%の割増償却を認めることが盛り込まれたところである。

(関 連 資 料)

総合的な子ども子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊娠期・出産等の保健医療、子ども手当の支給、待機児童解消政策の推進や仕事と子育ての両立支援など子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども子育て支援を推進する。

【妊娠期・出産】

○妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長 **継続**

【111億円(平成22年度補正予算)】
妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援

○出産に関わる経済的負担の軽減 **継続**

【92億円(平成23年度予算案)】
出産育児一時金を42万円支給し、妊婦の経済的負担を軽減
※このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)

○不妊治療への支援 **拡充**

【95億円(平成23年度予算案)】
配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))

○周産期医療体制の充実 **継続**

【71億円(平成23年度予算案)】
総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等への財政支援

【乳幼児期】

○子ども手当の上積み **拡充**

・3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円に上積みして支給(引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給)
・自治体が現物サービス充実のために使える新たな交付金制度を創設(500億円)

【2兆77億円(平成23年度予算案)】

○待機児童解消策の推進 **拡充**

【4,100億円(平成23年度予算案)】
・保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大
・待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策の実施(総額200億円程度)
※新たな交付金(500億円)と安心こども基金(968億円)により各々100億円程度を実施

○放課後児童対策の充実 **拡充**

【308億円(平成23年度予算案)】
・放課後子どもプランの着実な推進
・放課後児童クラブの箇所数の増(24,872→25,591か所)や開設時間の延長

○安心こども基金の積み増し・延長 **拡充**

・保育所の整備等
・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備
・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進

【968億円(平成22年度補正予算)】

○児童虐待への対応など要保護児童対策 **継続**

・こんにちは赤ちゃん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進

【915億円(平成23年度予算案)】

○ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進 **継続**

【1,887億円(平成23年度予算案)】

○小児の慢性疾患等への支援 **継続**

【161億円(平成23年度予算案)】

○子宮頸がん等のワクチン接種の促進 **新規**

・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)

【1,085億円(平成22年度補正予算)】

○育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 **継続**

【97億円(平成23年度予算案)】

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1)3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - (2)所得制限は設けない。
 - (3)子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業者が費用を負担する。
 - (4)(3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5)公務員については、所属庁から支給する。
 - (6)保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - (7)支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - (8)児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - (9)現行の児童育成事業については、引き続き、事業者拠出金を原資に実施する。
 - (10)次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担、経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

- (1) 子ども手当の支給
 - ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
 - ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
 - ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。
- (2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)
- (3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。
- (4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設定者等に支給する形で子ども手当を支給する。
- (5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。
- (6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。
- (7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

23年度における子ども手当について

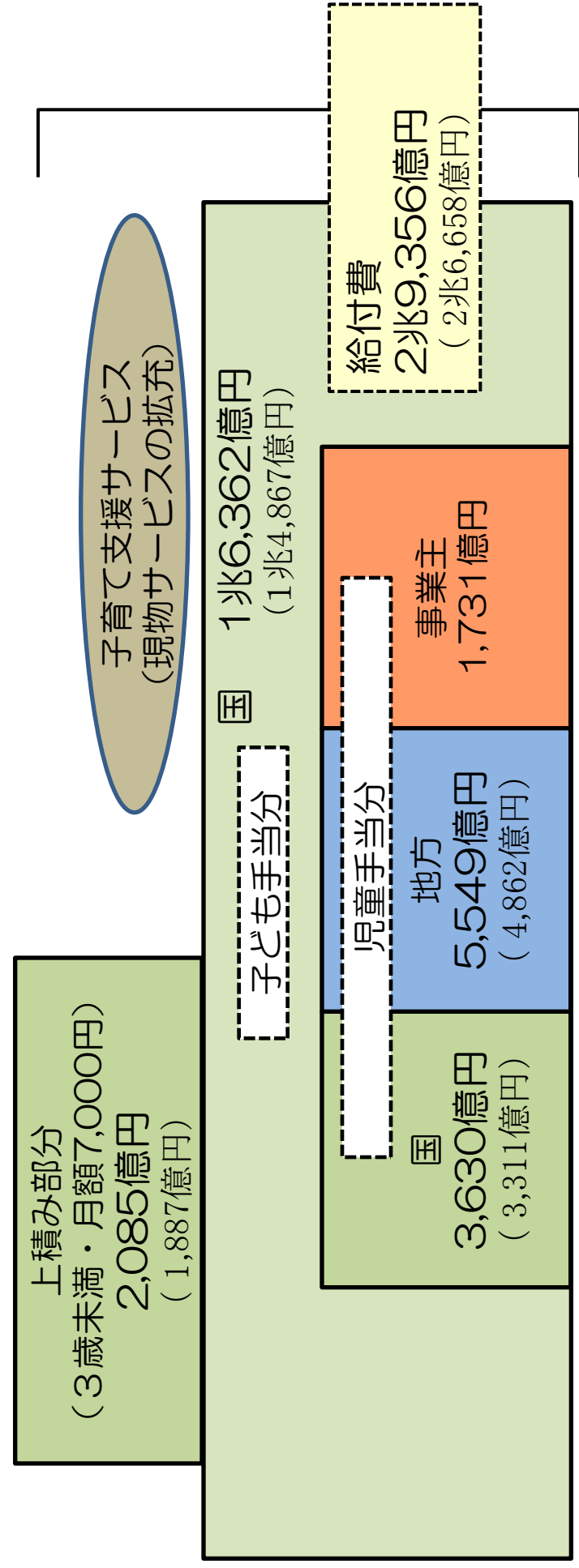
○子ども手当給付費

給付総額 2兆9,356億円

(内訳) 国負担分：2兆2,077億円、地方負担分：5,549億円、事業主負担分：1,731億円

※ 子ども手当に係る地方負担の増加分については特例交付金(2,038億円)を措置しており、それを加味した額。

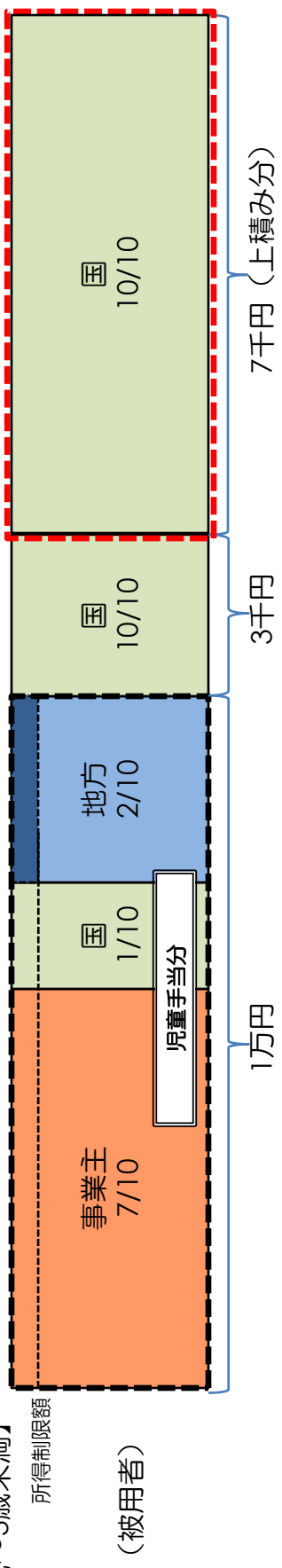
※ 自治体における子ども手当の支給に係る事務に必要な経費として、子ども手当市町村事務取扱交付金等99億円を措置。



※ ()は公務員を含めない場合の金額。(国家公務員 560億円、地方公務員 2,138億円)

平成23年度における子ども手当に係る費用負担について（予定）

【0歳～3歳未満】

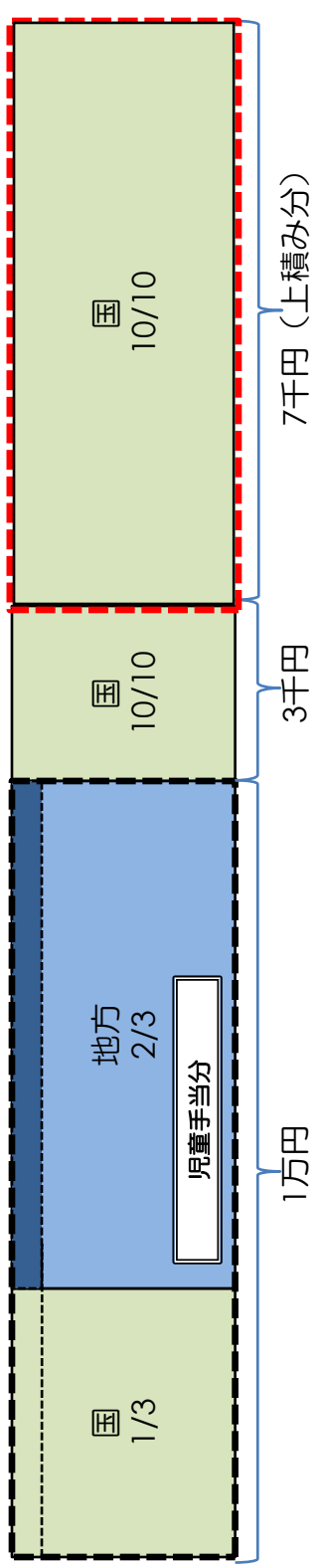


所得制限額

（非被用者）

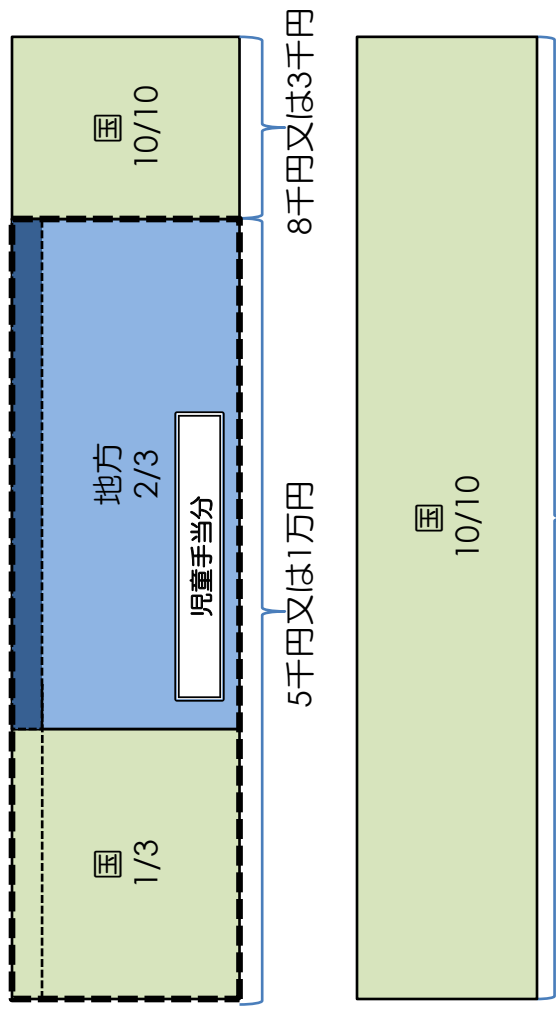
65

【3歳～小学校修了前】



所得制限額

【中学生】



平成22年度と同様、所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。これに伴う地方負担の増（左記の■部分）を対象に、特例交付金を確保。（地方特例交付金については、上記のほか、地方公務員分の増分等を含め、2,038億円。）

平成 23 年度子ども手当交付金の算定について（予定）

市町村における子ども手当（3歳未満については2万円、3歳以上については1万3千円）の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を計算すると下表のとおりであり、国庫負担金（子ども手当交付金）は、次により算定することを予定。

国庫負担金（子ども手当交付金）（平成23年4月分～平成24年1月分の10か月分）

三 各々の支払対象児童数（0歳～3歳未満の支給対象児童数）×月額2万円×支払月数（10か月）×費用負担の割合

十 各々の支払対象児童数（3歳以上の支給対象児童数）×月額1万3千円×支払月数（10か月）×費用負担の割合

※ 6月期支払となる平成23年2・3月分については、平成22年度子ども手当交付金における費用負担の割合により算定。

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	18/20	1/20	1/20
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	29/39	5/39	5/39
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	-	-

※上記の負担割合は、子ども手当の額（2万円又は1万3千円）に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合には、児童手当とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれる。

※所得制限の撤廃に伴い、特例給付の対象者及び所得制限超の者については、児童手当（小学校修了前特例給付）と同様の費用負担の割合を適用。

※0歳～3歳未満の被用者に係る国の負担部分については、事業主負担分が含まれる。

※上記には、地方公務員は含まれていない。

※児童福祉施設等に入所している子ども等への子ども手当については、親に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子ども（親がいない子ども、強制入所措置の子ども等）に係る費用は全額国庫負担。

現物サービスを拡充するための新たな交付金について

1. 趣旨・目的

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）を改組し、地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使える新たな交付金を設ける。

※ 上記の交付金で「待機児童解消「先取り」プロジェクト」にも対応（100億円程度）。

2. 対象事業

■待機児童解消のための事業

- ① 家庭的保育事業
 - ・ 複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施する事業。
- ② 認可外保育施設への運営支援事業
 - ・ 最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

■地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分

地方公共団体が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業又は既存事業に「上乘せ・拡充」をする場合の当該「上乘せ・拡充」部分を対象。

- ※ 既存の地方単独事業への財源充当（振替え）は対象外。
- ※ 金銭給付は対象外。利用者負担軽減は対象。
- ※ 国の他の負担金・補助金・交付金等の対象経費は対象外。地方負担分への充当も対象外。

■従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）のうち、次の事業

① 特定事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業

② その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

※ 従来の児童人口配分額による事業については、地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分に組替え。

■従来の児童育成事業のうち、次の事業

- ① 地域組織活動育成事業（母親クラブなど地域組織活動の支援）
- ② 地域子育て環境づくり支援事業（児童委員への研修の実施）
- ③ 民間児童館厚生施設等活動推進事業（併設する児童福祉施設の機能を活用した児童館における取組の支援等）

3. 補助率・実施主体等

対象事業	国庫負担割合（補助率）	実施主体：負担割合	補助方式
待機児童解消のための事業	<複数の家庭的保育者による家庭的保育事業> <既存の認可外保育施設の運営支援を行う事業> 1/3 [都道府県から市町村への2/3補助に 対する1/2を国が都道府県に補助]	市町村：1/3（都道府県負担1/3） （指定都市・中核市：2/3 （都道府県負担0））	間接補助
	<新規で認可外保育施設の運営支援を行う事業> 1/2 [都道府県から市町村への3/4補助に 対する2/3を国が都道府県に補助]	市町村：1/4（都道府県負担1/4） （指定都市・中核市：1/2 （都道府県負担0））	
地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分	定額（1/2相当） （児童人口配分と定額の併用）	市町村：定額（1/2相当）負担	直接補助
従来のソフト交付金関係事業	定額（1/2相当）	市町村：定額（1/2相当）負担	直接補助
従来の児童育成事業関係事業	1/3 [都道府県から市町村への2/3補助に 対する1/2を国が都道府県に補助]	市町村：1/3（都道府県負担1/3） （指定都市・中核市：2/3 （都道府県負担0））	間接補助
		都道府県、指定都市、中核市：2/3	直接補助

※ その他、交付金交付手続の詳細等については検討中。

【参考】地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、上記の新たな交付金500億円（補助率1/2等、事業費約1,000億円）とは別に、子ども現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・縦割りになってきている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
- 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革
幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目的に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。

- (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
- (イ) イコールフットリングによる株式会社・NPOの参入促進
- (ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消
(平成22年6月18日 閣議決定)

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

○第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ

○第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ (6月29日少子化社会対策会議決定)

「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》

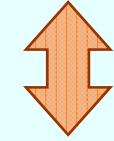


社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

バランスのとれた
総合的な子育て支援

《子育て家庭等への支援》



《保育サービス等の基盤整備》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

待機児童の解消等に向けた明確な数値目標
(5年後の姿)

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

〔3歳未満児〕 75万人
〔全体〕 215万人



※年5万人の増

〔H26〕 3歳未満児の **3人に1人** (35%)

〔3歳未満児〕 102万人
〔全体〕 241万人

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1~3年)

〔現状〕 **5人に1人** (81万人)



〔H26〕 **3人に1人** (111万人)

「企業の取組」を促進

- 次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)
- 入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

「地域の子育て力」を重視

- すべての中学校校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)
- 商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進

〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%** [H29]



10% *参考指標

○男性の育児参加を促進

〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間 **1日60分** [H29]



1日2時間30分 *参考指標

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

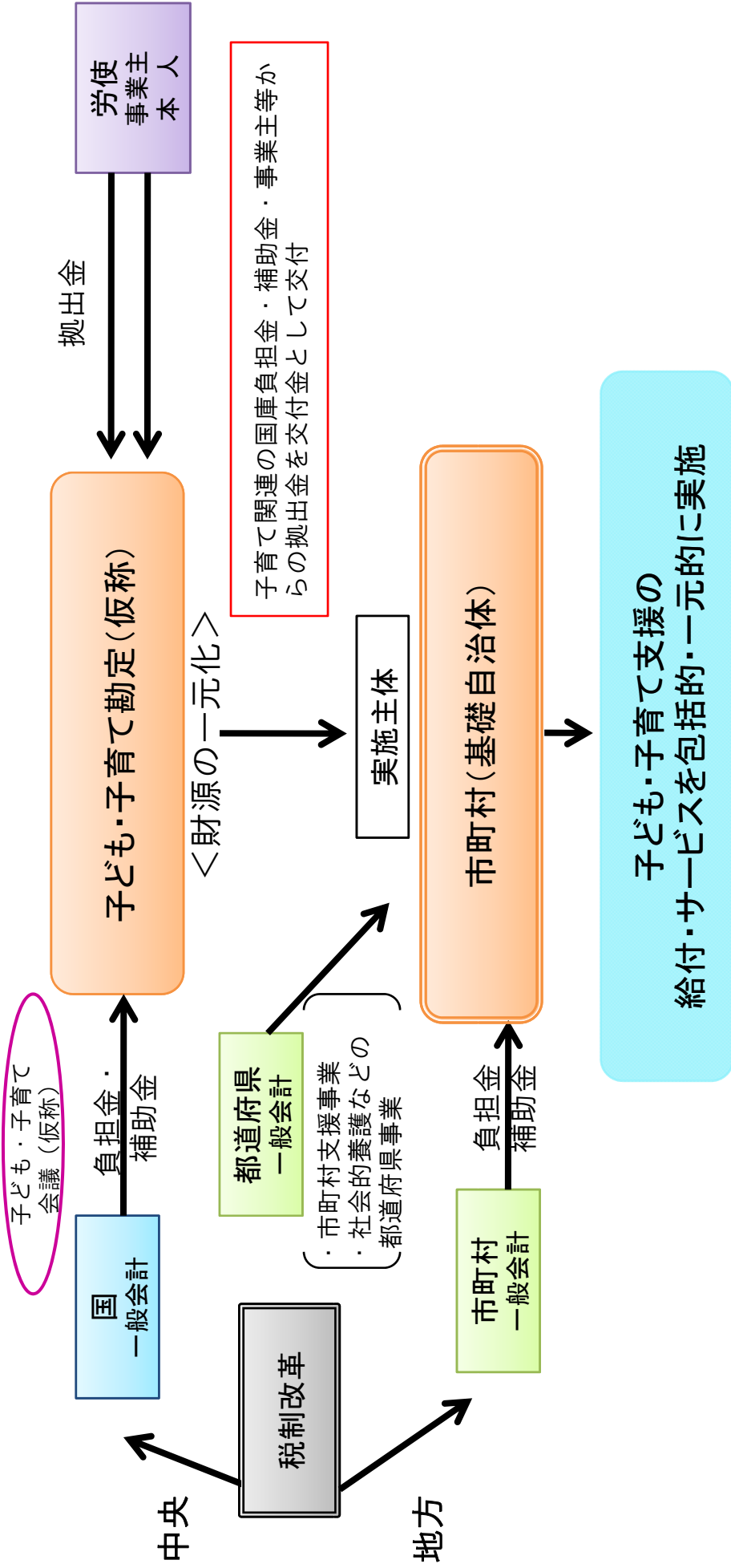
【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒しして実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

制度設計のイメージ



給付のイメージ

すべての子ども・子育て
家庭を支援する給付

個人給付

- 現金給付・・・子ども手当
- 現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

市町村事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの実施として市町村の独自給付

両立支援・保育・
幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

- こども園=幼保一体化
- 多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）

子ども・子育て新システムと地域主権

○ 地域主権戦略会議での議論を踏まえ、以下のような制度設計を検討

【子ども・子育て新システムで実現する内容】

■ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現

■ 子ども・子育て包括交付金（仮称）の導入
 ☆ 新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を、市町村に対して包括的に給付

■ 地域の実情に応じた現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）

■ 現金給付・現物給付の一体的提供
 ☆ 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と子育て支援サービス（現物給付）の組合せ
 ☆ 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 ・ 学校給食費等として学校への支払い
 ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

■ サービスメニューの多様化

☆ 多様なサービス（※）を幅広く指定
 ※ こども園（仮称）、小規模保育サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等

■ 幼保一体化

■ 基礎自治体の重視

■ 基礎自治体（市町村）が実施主体
 ■ 国・都道府県等は、市町村が実施する事業を重層的に支援

※子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

給付設計

基礎給付（すべての子ども・子育て家庭支援）

個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）
（一時預かり等）

- 市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
- 市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
 - ・ 学校給食費等として学校への支払い
 - ・ 子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

その他の子育て支援

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
…サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

…育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

幼保一体給付（仮称）…こども園（仮称）と多様な保育サービス

こども園＝幼保一体化

- 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- 給付の一体化…・幼保一体給付（仮称）
- 機能の一体化
 - ・ こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
 - ・ 資格の共通化等
- 多様な事業主体の参入

多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス等

放課後児童給付（仮称）

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールドッキング
 - ・ 施設整備費の在り方の方の見直し、運営費の用途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

- 【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
- 【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

- 【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）
- 【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

- 【事務局長】 内閣府副大臣（少子化対策）
 【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
 【事務局次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
 【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)
(平成22年9月24日一部改正)

【座長】末松	義規	内閣府副大臣
秋田	喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田	多津美	全国国公立幼稚園長会会長
大日向	雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
岡本	直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山	千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎	正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
菊池	繁信	全国保育協議会副会長
倉田	薫	全国市長会社会文教委員長・大阪府池田市長
駒村	康平	慶応義塾大学経済学部教授
坂崎	隆浩	日本保育協会理事
高尾	剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中	常雅	東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
田中	啓	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授
中島	圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
北條	泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島	香澄	日本テレビ放送網解説委員
無藤	隆	白梅学園大学子ども学部教授
両角	道代	明治学院大学法学部教授
山縣	文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口	洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊	廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)
(平成22年10月8日一部改正)

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンアナウンサー
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会保育施設検討特別委員会委員長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本こども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

（平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定）

秋田	喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木	尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池	節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長
大場	幸夫	大妻女子大学学長
岡上	直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田	豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田	教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下	美穂	保育園を考える親の会会員
田中	雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森	平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田	妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園	愛子	全国保育協議会副会長・全国保育士会会長
無藤	隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣	文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛	正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺	英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

幼保一体化の目的

○ これまでの幼保一体化の取組については、

- ① 仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、
 - ② 仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、
 - ③ 家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、
- という3つの視点がある。

(平成22年11月19日 第5回基本制度ワーキングチーム 資料1 抜粋)

幼保一体化の目的

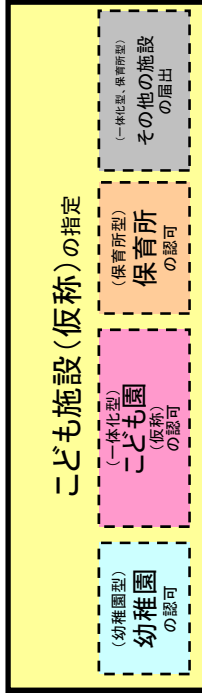
- 以上を踏まえれば、今回の幼保一体化の目的については、次のように考えることができるのではないか。
- ① 世界に誇る質の高い幼児教育・保育を希望する全ての子に
 - ② 支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように
 - ③ 男女がともにあらゆる場面で活躍出来る社会を目指し、女性の就労率向上や多様なニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

幼保一体化のイメージ図

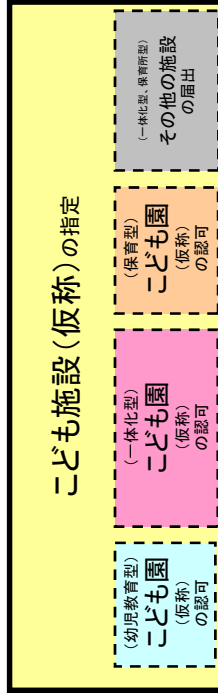
平成22年11月16日
第3回幼保一体化WT
資料3 抜粋

(平成25年)

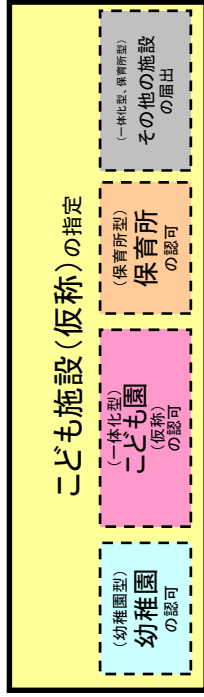
(案1)
指定施設
設置手続



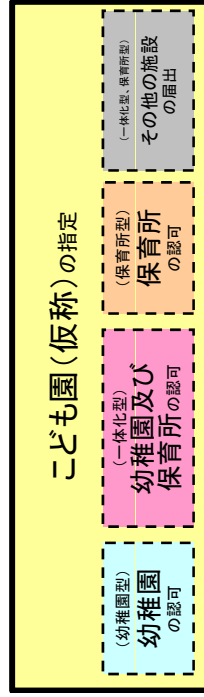
(案2)
指定施設
設置手続



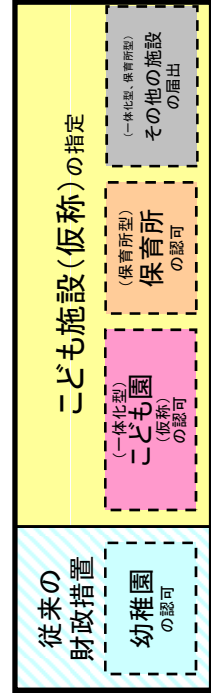
(案3)
指定施設
設置手続



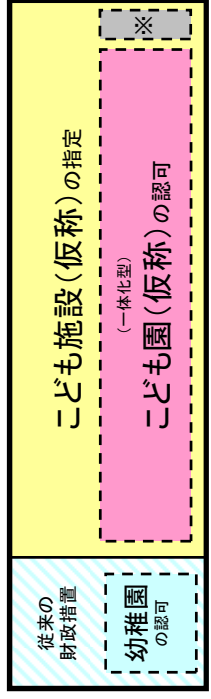
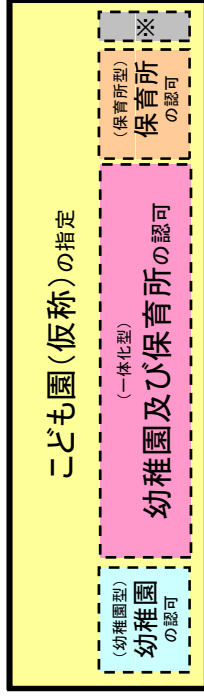
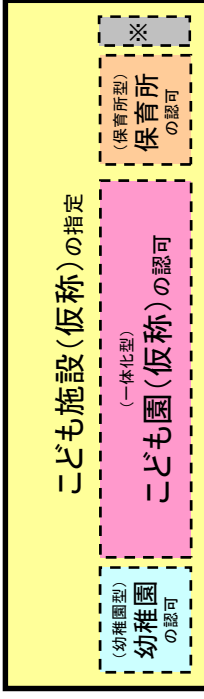
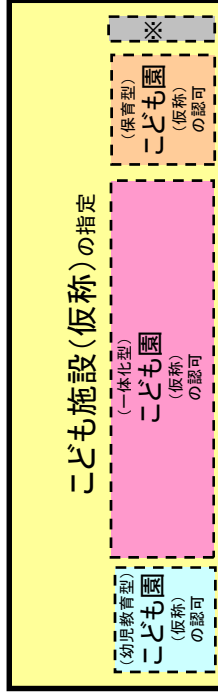
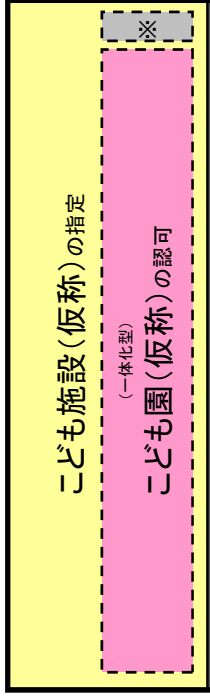
(案4)
指定施設
設置手続



(案5)
指定施設
設置手続



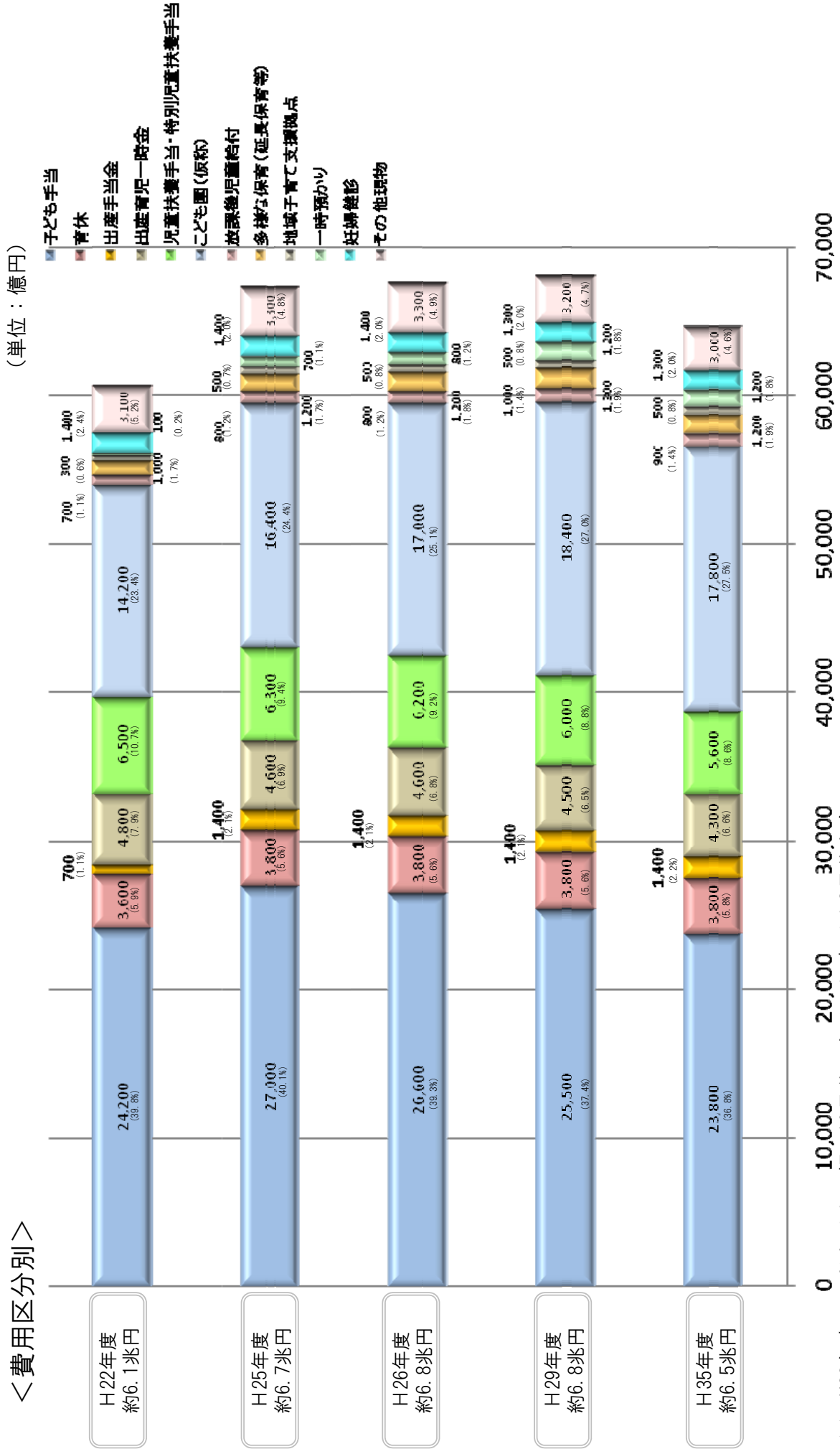
(平成35年)



現金給付＋現物給付の年次推移

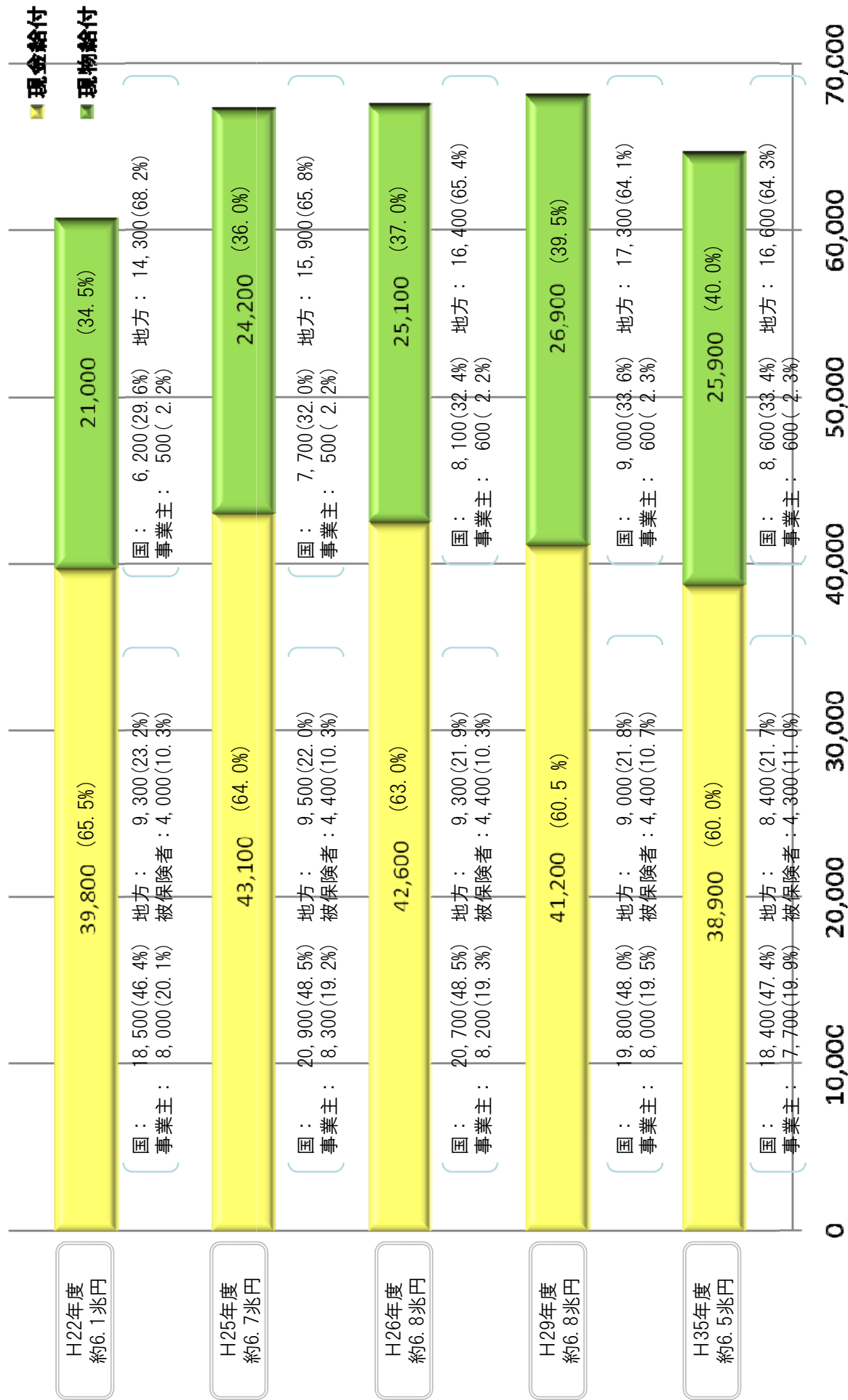
○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

＜費用区分別＞

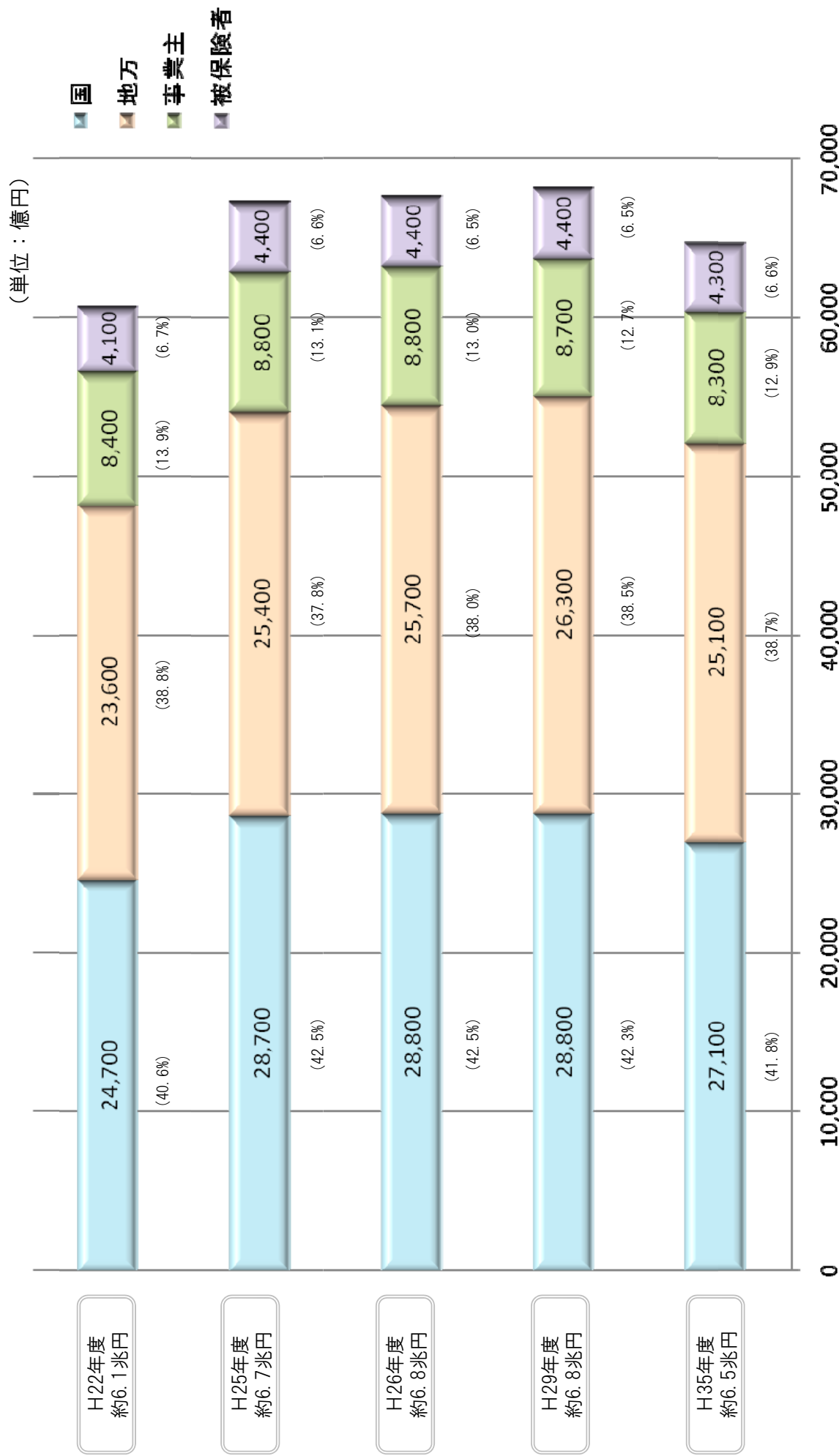


<現金・現物別>

(単位：億円)



<財源構成割合別>



※ 地方負担及び事業主負担の金額には特例交付金が含まれている。

H22年度： 約1340億（地方）、約940億（事業主）

H25年度以降： 約1750億（地方）、約1130億（事業主）

社会保障改革の推進について（抄）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

○ 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。

○ このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。

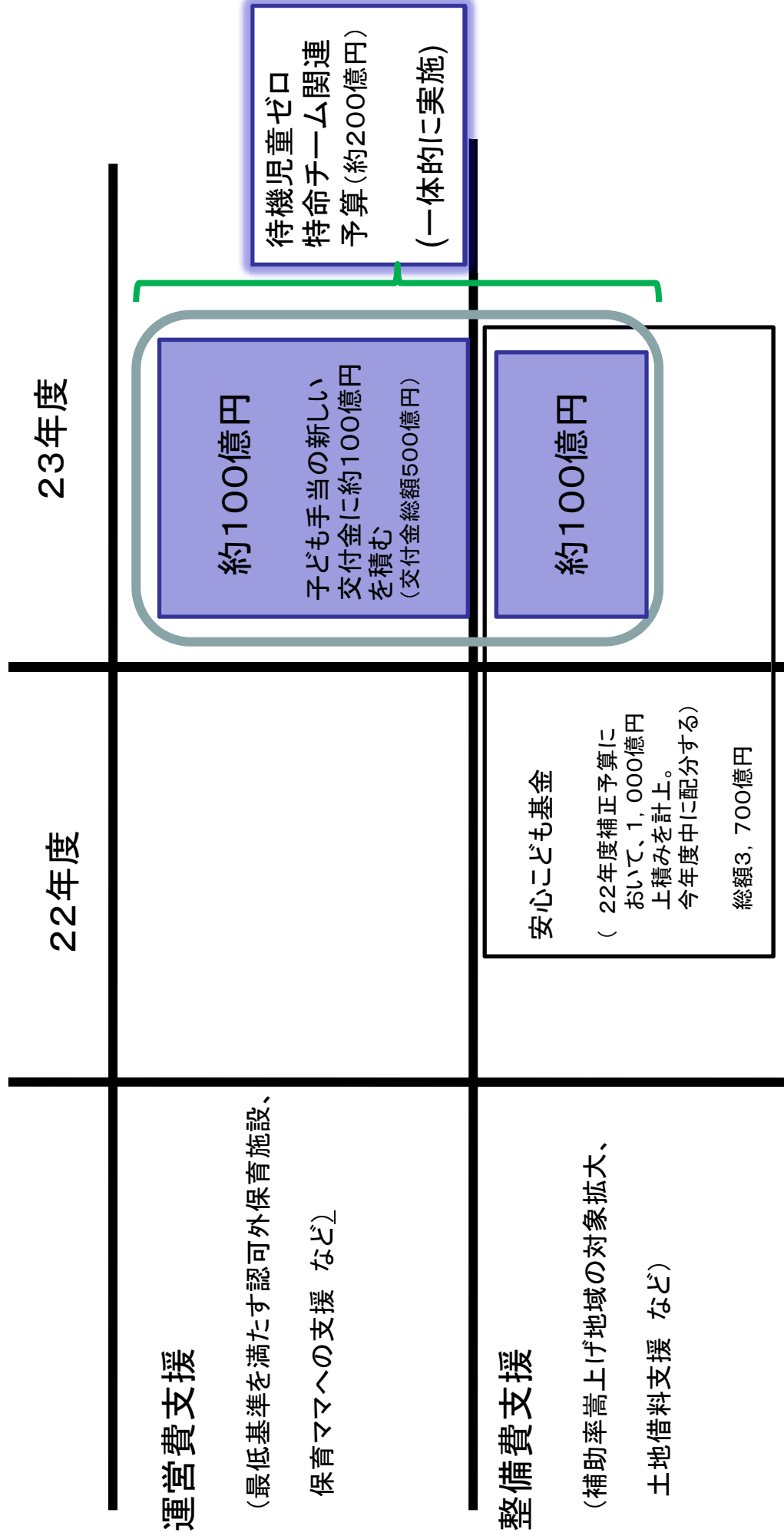
○ 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策として、子ども手当法案、子ども子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。

○ 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について（略）

待機児童ゼロ特命チーム 23年度予算案



※ 安心こども基金の要綱において、
 特命チームの事業を区分して記載
 (また、従来分と分けて配分)

具体的施策

〔所要見込額：総額200億円程度（安心こども基金、平成23年度予算案）〕

- 「安心こども基金」（～平成23年度 総額：3,700億円）【うち100億円程度】
- 現物サービス拡大するための新たな交付金（平成23年度予算案 500億円）【うち100億円程度】

① 既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保

〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施
(23'予算案 交付金500億円の内数)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等
(安心こども基金)

〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。

(23'予算案 交付金500億円の内数)

など

② 「場所」の確保

〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設（庁舎、学校等）などの既存の建物の余剰スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用（待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和）
(安心こども基金)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用
(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等（再掲）
(安心こども基金)

〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く
(安心こども基金)
- ・公園用地の活用

など

③ 「人材」の確保

〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕

(23'予算案 委託費0.2億円)

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

〔保育労働環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労働環境整備により人材確保を側面的に促す。

〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

など

地域主権改革（保育所関係）について

○ [地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）](#)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



○ [地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）](#)

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）

○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理）

などについては、国の基準と同じ内容でなければならぬ。

2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準

○保育時間 ○保護者との密接な連絡

などについては、国の基準を参考にすればよい。

3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 ⇒ 衆議院で継続審議

○ [地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）](#)

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 所要の法案について検討中。

平成23年度保育対策関係予算案の概要

(平成22年度予算) (平成23年度予算案)
 3,881億円 → 4,100億円 (+219億円)
 (ソフト交付金361億円を除く) (現物サービスを拡大するための新たな交付金500億円を除く)

待機児童解消策の推進など保育サービスの充実 4,100億円

○民間保育所運営費 <3,744億円>

・待機児童解消のための保育所の受入れ児童数(毎年約5万人)の拡大に伴う運営費の増。

○待機児童解消促進等事業費 < 37億円>

・家庭的保育事業(保育ママ) 利用児童数 10,000人 等

○延長保育促進事業 < 205億円>

(53.3万人分)
 10,945か所 → 54.9万人分

○病児・病後児保育事業 < 37億円>

(延べ111.6万人)
 1,066か所 → (延べ)115.5万人

○休日・夜間保育事業 < 8億円>

休日保育事業 1,170か所 → 90,000人
 夜間保育推進事業 140か所 → 196か所

○その他の保育サービスの推進 < 67億円>

・事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

保育所の整備費、認定こども園の経費については、平成22年度補正予算において「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長（基金総額3,700億円）

平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、平成22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」から100億円程度を施設整備等に充てることにより、平成23年度は計200億円程度を措置。

- ・ 複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施、最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成
 …… 現物サービスを拡大するための新たな交付金
- ・ 保育所整備の補助率嵩上げ地域の対象拡大、土地借料支援等 …… 安心こども基金

経済対策【保育関係部分：抜粋】

「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」について（平成22年9月10日 閣議決定）

- ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応
- ステップ2 今後の動向を踏まえた機動的な対応
 - ・ 今後の景気・雇用動向を踏まえた機動的・弾力的な対応
 - － 必要に応じて、国庫債務負担行為（1兆円）の活用を含め、補正予算の編成等、機動的・弾力的に対応する
 - ・ 新成長戦略の推進・加速
- ステップ3 平成23年度の対応 一新成長戦略の本格実施

ステップ1の具体策

- 5. 日本を元気にする規制改革100
 - 保育その他の分野
 - ・ **幼保一体化を含む法案を平成23年通常国会に提出するための準備を進めるとともに、安心こども基金の補助要件の緩和を行う**
（安心こども基金を活用した幼保一体化に向けた規制改革の推進、家庭的保育事業（保育ママ）の連携先機関の拡大、短時間勤務保育士について）

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（平成22年10月8日 閣議決定）

ステップ2の具体策

- 3. 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保
 - 国民が安心して暮らすことができ、また、子どもを産み育てながら働けるよう、社会保障を強化し、その潜在需要の実現を雇用の拡大につなげる。
 - (1) 子育て
 - 子どもや子育てを社会全体で支え、子どもの良質な成育環境を保障するとともに、出産、子育て、就労についての国民の希望が実現できる環境を整備する。

保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止【文部科学省、厚生労働省】

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長し、保育サービスや地域子育て支援の充実、児童虐待の防止等「子ども・子育てビジョン」を推進する。

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・搜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

児童虐待防止対策の強化について（平成22年の主な対策）

【背景】

- 平成22年に入ってから、相次ぐ児童虐待の疑いによる死亡事案。
- 平成21年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最高 44,211件
- 平成20年度の虐待による死亡事案は過去最高 64件（心中を除く）
- 住民の特定できない死亡事案の発生



児童虐待による死亡事案の再発防止のため、以下の取組を特に実施

1 児童の安全確認の徹底

- ・虐待の通告のあった子どもの安全確認の徹底を全国の児童相談所に指示
 - 平成22年8月2日通知発出。8月26日児童相談所長会議でも徹底。
- ・虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況について調査結果を公表
 - 平成22年9月30日公表。
- ・居住者が特定できない事案における出頭要求、立入調査、臨検・捜索等の手法を提示
 - 平成22年8月26日通知発出。児童、保護者の氏名が特定できなくても出頭要求等が可能な旨を明示。
- ・虐待通告のあった児童の安全確認手引きを作成
 - 平成22年9月30日公表。安全確認が困難な事例についての対応・仕方、強制立入の手順等のマニュアル化)

2 関係機関との連携強化

- 学校等から市町村・児童相談所へ虐待の疑いのある子どもの出欠状況等の情報提供を行う仕組みの構築
→ 平成22年3月24日通知発出。
- 乳幼児健診未受診者の把握及び受診勧奨の徹底による母子保健分野と児童福祉分野の連携強化
→ 平成22年7月28日通知発出。
- 関係団体に、虐待の通告窓口の周知及び児童相談所の調査協力の依頼
→ 平成22年8月26日通知発出。福祉、保健、教育等の関係団体に加え、不動産業界やコンビニ業界等へも依頼。

3 死亡事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の検証結果を公表
→ 平成22年7月28日公表。地方公共団体や国への提言が盛り込まれる。

4 相談・通告窓口の周知徹底

- 政府広報等を活用した子育て相談や虐待通告窓口の周知徹底。11月の児童虐待防止推進月間において、集中的に広報。
→ 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

【研究会報告書のとりまとめ】

○ 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。

- 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。
- ① 親権喪失制度の見直し、親権の一次的制限制度及び一部制限制度の創設等
- ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
- ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がない児童等についての親権行使の在り方
- ④ 接近禁止命令の在り方
- ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
- ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。

現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の優先関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかない。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。

等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

【審議会における検討】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を行い、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討を行っており、年度内を目途に報告書がまとめられる予定。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案

第1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第1の1の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。
- ② 民法第822条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

第2 親権の喪失等

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不适当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不适当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

2 未成年後見人の選任

- ① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。
 - ② 未成年後見人を選任するには、未成年後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容及びその法人及びその代表者と未成年後見人との利害関係の有無）、未成年後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。
- ### 3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等
- ① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。
 - ② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。

③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。

④ 家庭裁判所は、職権で、②及び③の定めを取り消すことができるものとする。

⑤ 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるものとする。

4 未成年後見監督人

① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人，その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。

② 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

第4 その他

1 15歳未満の者を養子とする縁組

法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならぬものとする。

(注)民法第806条の3の規定は、1の同意についても適用するものとする。

2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

社会的養護体制の拡充について

(1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

ア ケア単位の小規模化

児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視した小さなグループできめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設等を推進する。

	平成22年3月末	平成26年(目標値)
小規模グループケア	458か所	→ 800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→ 300か所

イ 本体施設の小規模化、高機能化

児童養護施設等によるファミリーホームの開設の支援、施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図り、本体施設の小規模化、高機能化を図る。

(2) 里親委託等の推進

ア 里親支援機関による里親の支援の推進等

里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。

また、里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。

イ 里親等委託率の向上

子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に目標を設定。

(平成14年度末 7.4% → 平成22年3月末現在 10.8%)

里親等委託率は、自治体間で格差が大きい(最大38.6%、最小3.4%[平成22年3月末])ことから、一層の取り組みの推進が必要。

(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進

ア 情緒障害児短期治療施設の現状

情緒障害児短期治療施設は、医師、心理療法担当職員、指導員等の人員配置が厚いが、情緒障害児短期治療施設が無い地域では、人員配置が十分でなく、児童養護施設で対応している現状。

設置済自治体数 33

未設置自治体数 36 (平成22年10月1日 家庭福祉課調べ)

イ 情緒障害児短期治療施設の設置推進

子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、平成26年度47か所の目標を設定。
(平成20年度32か所 → 平成22年10月現在37か所に増加)

(4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

ア 母子生活支援施設の入所者の現状

- ・「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。
- ・虐待を受けた児童の入所が増加している。

イ DV被害や児童虐待への対応の強化

- ・DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進
- ・虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置を推進

(5) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において検討を進めているところであるが、児童福祉施設最低基準については、まず、現行の措置費や施設整備水準に照らした見直しを検討しているところ。

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員
施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人(88.8%)

小規模グループケア (ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う
1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190カ所
→26年度目標 300カ所

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度49カ所
→26年度目標 140カ所

里親

家庭における養育を里親に委託
4名まで

登録里親数 7,185人
「うち養育里親 5,842人
専門里親 548人
養子縁組里親 1,428人
親族里親 342人」

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)
124カ所
定員3,794人、現員2,968人(78.2%)

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59カ所 →26年度目標 160カ所

※「26年度目標」は、子ども育てビジョン

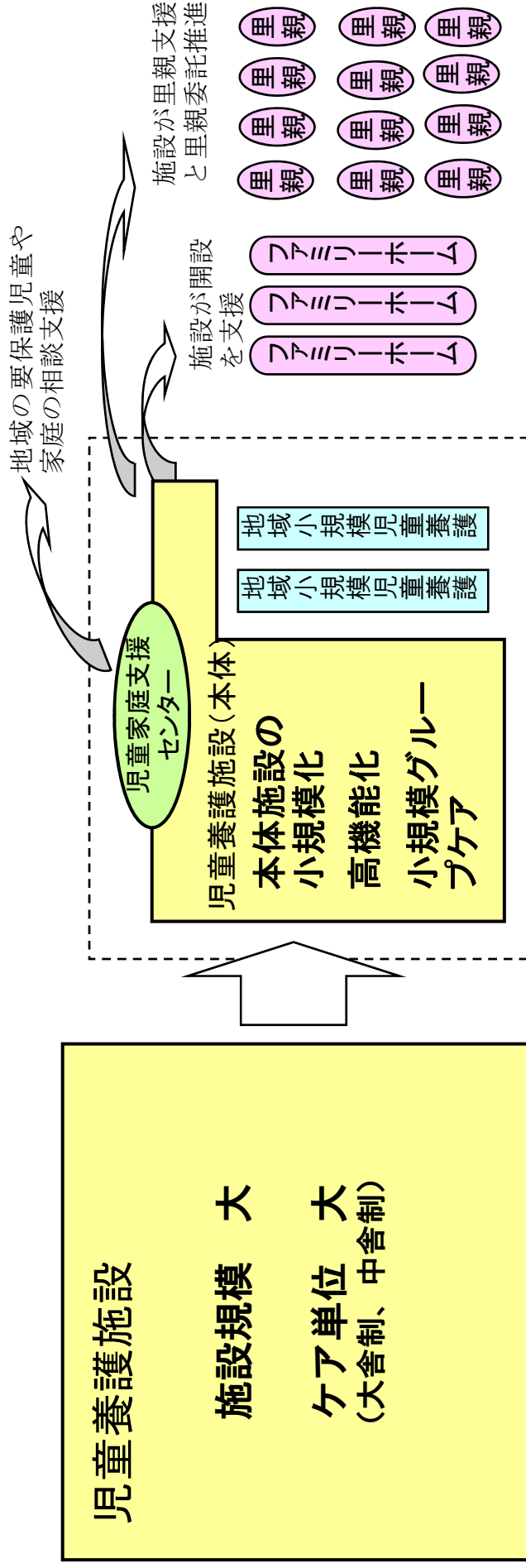
施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援

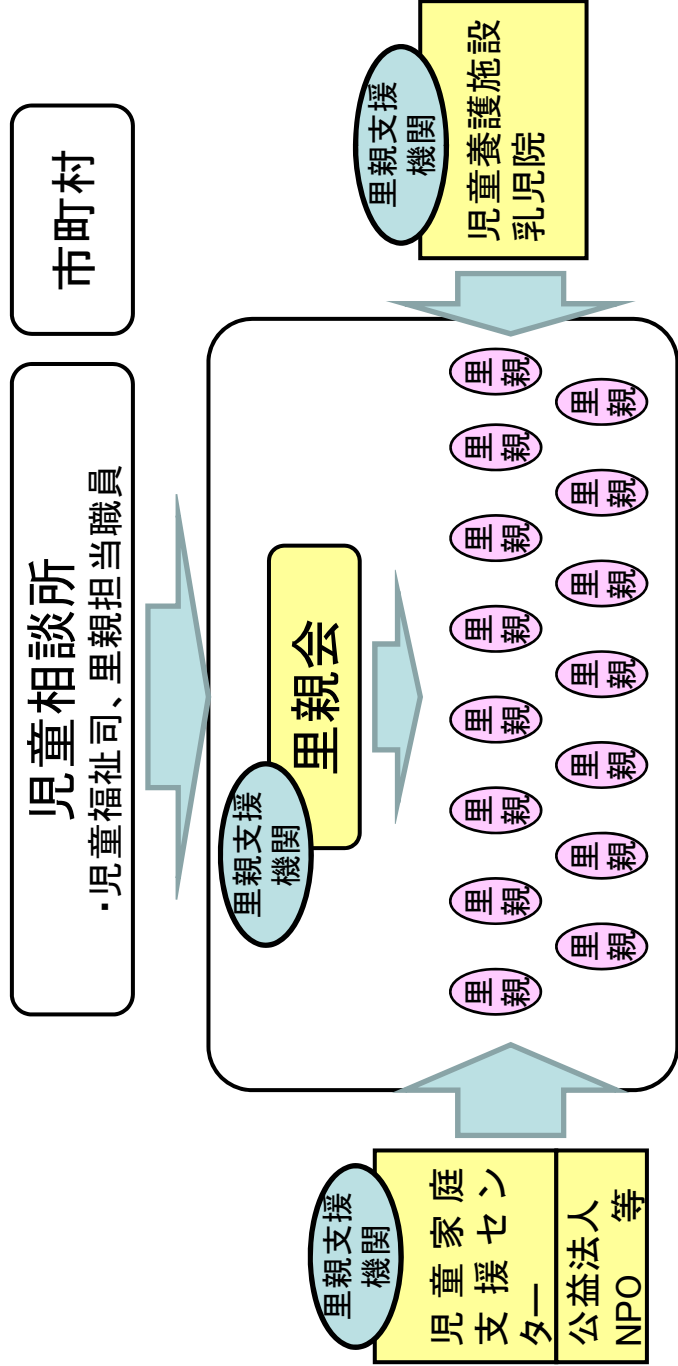


施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、助産施設の各施設についても、充実・連携強化

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業		普及啓発
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	養育里親研修 専門里親研修
	里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・準備講習付き職業訓練の実施等



養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

- ◎児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。
◆については、平成23年度予算案において、父子家庭も対象に。

就業支援策の推進について

就業支援策の推進

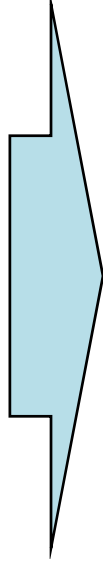
平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

現 状

- 母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
- 就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成21年度実績）

- ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 100.0%
- ◆自立支援教育訓練給付事業 90.0%（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆高等技能訓練促進費等事業 81.8%（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆母子自立支援プログラム策定事業 52.8%



どこに住んでも支援を受けられることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 マザーズハローワーク	マザーズハローワーク事業 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。 また、安心こども基金を活用して、平成23年度末までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とする。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施：平成21年度～平成23年度)

※このほか、

「安心こども基金」により「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」などを実施。

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業【安心こども基金】（H23年度まで）

1. 事業概要

在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

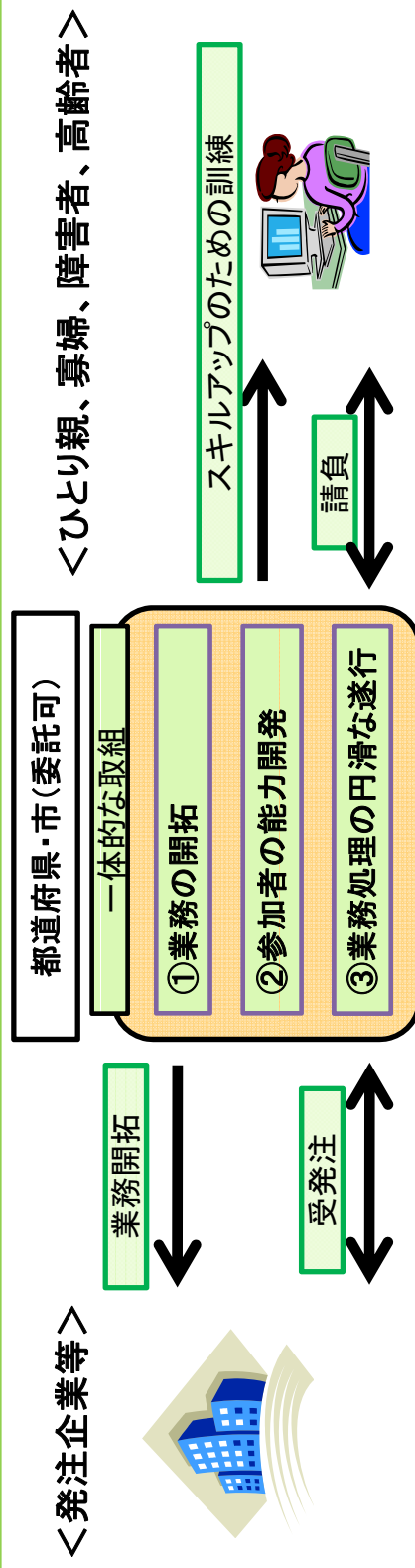
このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体（都道府県及び市）の事業に対して助成を行い、普及促進を図る。

なお、本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象とする。

2. 実施状況

○国審査分事業（先行実施） 約 53億円
15都道府県市で実施中

○都道府県審査分事業（全国展開） 約197億円
9県1市で実施中又は予算措置済み（平成22年11月現在）
多くの自治体において平成23年度当初予算における措置予定又は検討中
平成23年度補正での予算措置による開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



児童扶養手当について

【平成23年度の手当額について】

- 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。

※ 年金の物価スライドと同じ取扱い

- 平成22年の消費者物価指数は、平成17年の指数を0.3%程度下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って平成23年度の手当額が引き下げられる見込みである。

(参考)

・手当額[月額] (△0.3%の場合)

(平成22年度)	(平成23年度見込み)
全部支給 41,720円	→ 41,590円
一部支給 41,710円～9,850円	→ 41,580円～9,820円

- ※ なお、特別児童扶養手当や原子爆弾小頭症手当などの他の福祉手当についても、同様の取扱いにより手当額が引き下げられる見込みである。

【父子家庭への支給拡大について】

- 平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところ。
円滑な支給事務に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げますとともに、引き続き申請漏れ等が無いよう地域住民への十分な周知をお願いする。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について

(1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の体制強化について

現 状

- 婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数は、平成21年度は27,183人(全体の32.6%)であり、前年度(24,879人、全体の31.3%)に比べ増加。

DV被害者等の保護・支援の充実のために

婦人相談所及び婦人保護施設において、

- 心理療法担当職員及び同伴児童ケアを行う指導員の配置
- 休日・夜間電話相談事業、職員等の専門研修、夜間警備体制の強化、弁護士等による法的対応支援などの取組を推進。

平成23年度予算案においては、新たに、

- 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施
- 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とすることを盛り込んだところ。

また、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者の相談や保護等に関しては、

- 施設のバリアフリー化の推進
- 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保などの取組を推進。

さらに、市町村、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図ることにより、DV被害者等の安全確保・支援の充実に向けた一層の取組を推進。

(2) 人身取引被害者の保護について

現 状

- 婦人相談所等が保護した女性は275名(平成13～21年度)

人身取引被害者の適切な保護・支援のために

- 「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、保護・支援を実施
- また、「人身取引事案の取扱事案(被害者の認知に関する措置)について」(平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)を基に、人身取引被害者の把握を一層推進するとともに、被害者の適切な保護に努めることが必要。
- このため、婦人相談所及び婦人保護施設においては、警察、入国管理局、大使館、IOM(国際移住機関)等の関係機関との緊密な連携を図りながら、
 - ・母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
 - ・医師の診察や医療費の補助等による健康支援
 - ・必要に応じて弁護士等による法的対応支援
 - ・心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
 - ・専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保により、被害者の立場に立った適切な保護・支援が必要。

(参考)

- 配偶者からの暴力被害者支援情報 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
- 人身取引対策 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/>

平成23年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金
放課後児童健全育成事業等分単価(基準額)(案)

平成23年度基準額(案)	平成22年度基準額
<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,066千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,930千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,101千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>2,943千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>2,784千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,626千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 <u>14千円</u></p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>260千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>117千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,859千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>260千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 <u>7,000千円</u></p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 <u>1,000千円</u></p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 <u>1,000千円</u></p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>469千円</u></p> <p>(2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>613千円</u></p> <p>(3)障害児受入推進事業 <u>1,520千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 <u>950千円</u></p>	<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,041千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,885千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,026千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>2,873千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>2,719千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,566千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 <u>13千円</u></p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>215千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>97千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,814千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>215千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 <u>7,000千円</u></p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 <u>1,000千円</u></p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 <u>1,000千円</u></p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>463千円</u></p> <p>(2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>584千円</u></p> <p>(3)障害児受入推進事業 <u>1,472千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 <u>950千円</u></p>

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
育成環境係 齊藤、岡田

TEL03-5253-1111 内7905、7910

HTLV-1 (ヒト細胞白血病ウイルス-1型) 母子感染予防対策について

HTLV-1 特命チーム

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1 特命チームが設置され、HTLV-1 母子感染予防対策として、妊婦健康診査におけるHTLV-1 抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定。平成22年12月には、医療体制の整備や研究開発の推進を含めた総合対策がとりまとめられた。

1. 妊婦健診におけるHTLV-1 抗体検査の実施

- ①平成22年10月6日付けで、通知を改正、発出
 - ・HTLV-1 抗体検査を、妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加
 - ・HTLV-1 抗体検査を、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価（妊婦1人当たり）の上限額を改定
- ②平成22年11月1日付けで、自治体及び関係団体に対し、抗体検査の実施方法等について通知
- ③平成22年度補正予算により、妊婦健康診査支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施、妊婦健診（HTLV-1 抗体検査を含む）の公費助成を平成23年度も継続

2. HTLV-1 母子感染予防対策（平成22年度中に実施、実施主体は国）

保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施

- ・マニュアル（医師向け、保健師等向け）の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1 対策全国研修会（3月上旬・東京及び大阪）の実施

3. HTLV-1 母子感染対策協議会（平成23年度予算（案）に計上、実施主体は都道府県）

- ・都道府県内のHTLV-1 抗体検査、保健指導・カウンセリング体制の検討・実施状況の把握
- ・市町村職員等への研修
- ・HTLV-1 母子感染予防策に関する普及啓発 等
（母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部）

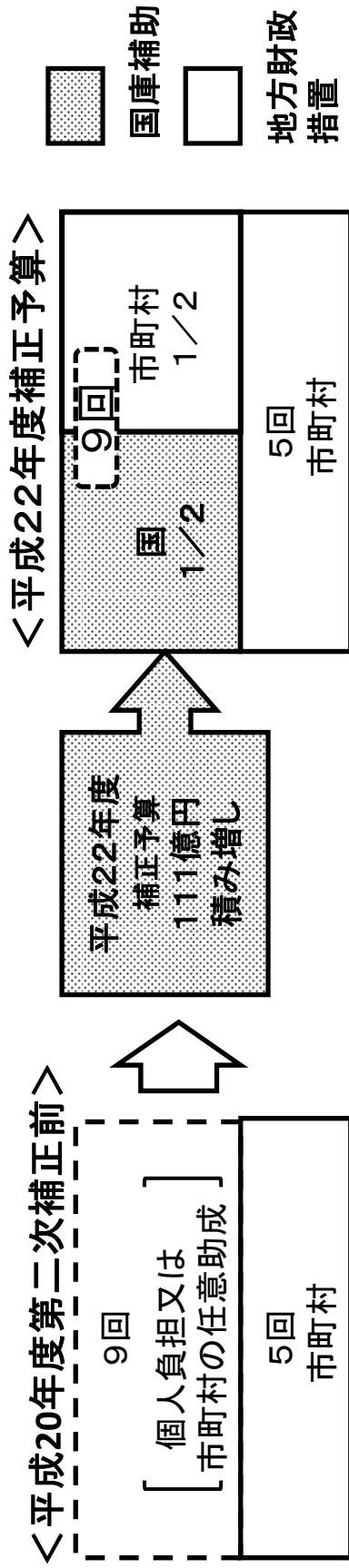
妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し等について

1. 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
(事業実施期限：平成22年度末)



妊婦健康診査支援基金について、実施期限を延長するとともに、積み増しを実施(111億円)
妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続



2. HTLV-1母子感染予防対策について

保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施(250万円)

- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1対策研修会の実施

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成22年4月1日現在）

回数	市区町村数	割合
無制限	14	0.8%
20回	0	0.0%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	4	0.2%
15回	52	3.0%
14回	1,679	95.9%
合計	1,750	100.0%

全国平均（回）	14.04
---------	-------

（無制限を除く）

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
滋賀県	19	0	86,035
京都府	26	0	86,730
大阪府	43	0	46,086
兵庫県	41	0	78,581
奈良県	39	0	84,692
和歌山県	30	0	92,090
鳥取県	19	0	89,420
島根県	21	0	99,906
岡山県	27	0	93,940
広島県	23	0	87,593
山口県	19	0	112,457
徳島県	24	0	108,130
香川県	17	0	80,400
愛媛県	20	0	60,635
高知県	34	0	105,310
福岡県	60	0	93,650
佐賀県	20	0	92,500
長崎県	21	0	98,000
熊本県	45	0	93,656
大分県	18	0	92,552（注）
宮崎県	26	0	94,213
鹿児島県	43	0	94,300
沖縄県	41	0	94,710
合計	1,750	0	90,948（注）

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
北海道	179	0	89,201（注）
青森県	40	0	99,792
岩手県	34	0	86,914
宮城県	35	0	103,586
秋田県	25	0	93,785
山形県	35	0	75,000
福島県	59	0	100,955
茨城県	44	0	95,318
栃木県	27	0	91,074
群馬県	35	0	85,640
埼玉県	64	0	91,636
千葉県	54	0	89,594
東京都	62	0	76,513
神奈川県	33	0	61,838
新潟県	30	0	98,003（注）
富山県	15	0	86,560
石川県	19	0	90,270
福井県	17	0	93,200
山梨県	27	0	84,000
長野県	77	0	112,167
岐阜県	42	0	102,757
静岡県	35	0	91,200
愛知県	57	0	101,587
三重県	29	0	90,580

（注）公費負担額が明示されていない市区町村は除く

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について

元気な日本復活特別枠

1. 事業の目的

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

2. 補助概要

- <給付内容> 1年度あたり1回15万円、1年目は年3回まで、
2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- <所得制限> 730万円未満(夫婦合算の所得ベース)
- <実施主体> 都道府県・指定都市・中核市
- <補助率> 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

3. 平成23年度予算案

予算額 95億円
(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)99億円の一部)

子どもの心の診療ネットワーク事業について

○「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年度から3年間のモデル事業)の評価

- ・地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等は、地域の子どもの心の診療体制整備に寄与
- ・患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていると推測
- ・地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる

(「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」意見)

平成23年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図る。

子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県)

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

- 事業内容
 - 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
 - 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
 - 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
 - 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
 - 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発等

※ 事業内容の詳細は検討中である。

中央拠点病院の整備(国立成育医療研究センター)

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

- 事業内容
 - 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
 - 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
 - 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府県拠点病院等への専門家の派遣
 - 専門医や関係専門職の養成
 - 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
 - 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

仕事と家庭の両立支援対策の概要

法律に基づく両立支援制度の整備

妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理

(労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

育児休業等両立支援制度の整備

(育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月="パパ・ママ育休プラス"※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

(施行日:原則として平成22年6月30日。
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・公表・従業員への周知 (301人以上は義務、300人以下は努力義務 ※平成23年4月から101人以上は義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)



助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設の設置・運営、短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)

その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わり(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成17年) → 55% (平成29年)

男性の育児休業取得率

1. 72% (平成21年) → 10% (平成29年) → 13% (平成32年)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができ、この制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

改正次世代育成支援対策推進法の主な内容

1 地域における取組の促進

- (1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）
 - 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項（量）を定めるに際して参考とすべき標準（参酌標準）を定めるものとする。
- (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）
 - 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。
- (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）
 - 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 一般事業主による取組の促進

- (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）
 - 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届出なければならないものとする。
- (2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）
 - 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

3 特定事業主による取組の促進

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員の長等に策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

[平成17年4月1日～]

行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)→義務
- ・中小企業(300人以下)→努力義務

※改正法により平成23年4月から101人以上に義務化

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知(※H21年4月から)
- ・目標達成に向けて計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

[平成19年4月1日～]

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 男性:年に〇人以上取得
 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …… ■ ■ ■
 - 対策 …… ■ ■ ■

〇届出状況(平成22年9月末時点)

- 301人以上企業の **91.4%**
- 300人以下企業 **25,759社**
(101人以上300人以下企業の10.9%)
- 規模計届出企業数 **38,440社**
- 〇認定状況(平成22年9月末時点)
認定企業 **979社**



次世代認定マーク「くるみん」

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得率がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成22年9月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数		②内、常時雇用労働者300人以下の企業数		(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数		(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数
				届出率		届出率		届出率			
	(A)	(B)		(C)	((C)/(A) × 100)%		(D)	((D)/(B) × 100)%			
1 北海道	421	1,368	1,077	305	72.4%	772	76	5.6%	696	8	
2 青森県	101	290	349	99	98.0%	250	105	36.2%	145	6	
3 岩手県	108	297	415	108	100.0%	307	88	29.6%	219	2	
4 宮城県	195	663	496	193	99.0%	303	82	12.4%	221	8	
5 秋田県	87	223	355	84	96.6%	271	57	25.6%	214	4	
6 山形県	97	345	330	96	99.0%	234	29	8.4%	205	2	
7 福島県	164	345	503	162	98.8%	341	62	18.0%	279	7	
8 茨城県	200	595	504	193	96.5%	311	52	8.7%	259	9	
9 栃木県	135	432	635	131	97.0%	504	43	10.0%	461	7	
10 群馬県	157	469	663	141	89.8%	522	37	7.9%	485	8	
11 埼玉県	392	1,220	1,043	362	92.3%	681	123	10.1%	558	17	
12 千葉県	364	816	738	339	93.1%	399	86	10.5%	313	17	
13 東京都	3,978	7,743	8,015	3,303	83.0%	4,712	414	5.3%	4,298	466	
14 神奈川県	736	1,779	1,441	698	94.8%	743	155	8.7%	588	32	
15 新潟県	213	701	699	206	96.7%	493	49	7.0%	444	7	
16 富山県	106	443	959	105	99.1%	854	142	32.1%	712	9	
17 石川県	115	414	1,029	110	95.7%	919	233	56.3%	686	11	
18 福井県	61	218	597	60	98.4%	537	49	22.5%	488	5	
19 山梨県	55	264	291	54	98.2%	237	39	14.8%	198	4	
20 長野県	196	646	693	196	100.0%	497	34	5.3%	463	21	
21 岐阜県	169	571	587	167	98.8%	420	70	12.3%	350	19	
22 静岡県	331	857	975	321	97.0%	654	97	11.3%	557	12	
23 愛知県	939	2,165	1,870	810	86.3%	1,060	167	7.7%	893	48	
24 三重県	149	470	378	141	94.6%	237	32	6.8%	205	7	
25 滋賀県	91	310	767	91	100.0%	676	58	18.7%	618	7	
26 京都府	261	855	657	246	94.3%	411	61	7.1%	350	25	
27 大阪府	1,303	2,563	2,162	1,268	97.3%	894	147	5.7%	747	84	
28 兵庫県	449	1,538	1,149	447	99.6%	702	134	8.7%	568	28	
29 奈良県	67	224	199	66	98.5%	133	50	22.3%	83	5	
30 和歌山県	51	137	254	50	98.0%	204	76	55.5%	128	4	
31 鳥取県	41	164	203	39	95.1%	164	17	10.4%	147	1	
32 島根県	47	186	301	39	83.0%	262	15	8.1%	247	2	
33 岡山県	194	405	667	188	96.9%	479	77	19.0%	402	10	
34 広島県	327	888	1,176	317	96.9%	859	150	16.9%	709	13	
35 山口県	108	444	601	105	97.2%	496	41	9.2%	455	4	
36 徳島県	41	193	248	41	100.0%	207	28	14.5%	179	3	
37 香川県	104	320	371	104	100.0%	267	96	30.0%	171	9	
38 愛媛県	141	367	422	140	99.3%	282	46	12.5%	236	6	
39 高知県	57	235	302	57	100.0%	245	38	16.2%	207	2	
40 福岡県	446	1,154	1,242	437	98.0%	805	103	8.9%	702	15	
41 佐賀県	60	243	245	60	100.0%	185	59	24.3%	126	2	
42 長崎県	97	373	354	96	99.0%	258	49	13.1%	209	0	
43 熊本県	120	448	459	116	96.7%	343	41	9.2%	302	4	
44 大分県	72	308	542	72	100.0%	470	83	26.9%	387	4	
45 宮崎県	79	255	435	79	100.0%	356	91	35.7%	265	2	
46 鹿児島県	150	458	646	148	98.7%	498	63	13.8%	435	8	
47 沖縄県	94	253	396	91	96.8%	305	57	22.5%	248	5	
合計	13,869	35,655	38,440	12,681	91.4%	25,759	3,901	10.9%	21,858	979	

次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る 割増償却制度について

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます（所得税についても同様とします。）。

「平成23年度税制改正大綱」抜粋